

松山市こども計画 (素案)

令和6年 10 月
松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	5
5. 計画の策定方法.....	5
第2章 こども、若者や子育て家庭を取り巻く状況	9
1. 人口等の見通し.....	9
2. こども、若者や子育て家庭をめぐる状況	13
3. ひとり親家庭やこどもの貧困	22
4. 成育医療等の現状	28
5. こども、若者の意識の現状.....	35
6. 松山市の地域特性、強み	46
7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り	47
8. 本市のこども、若者や子育て家庭を取り巻く課題	50
第3章 計画の基本的な方針	53
1. めざす姿.....	53
2. 共通の考え方.....	53
3. 基本方針	54
第4章 施策の展開	56
1. 施策体系.....	56
2. 推進施策と取組.....	57
3. 基本方針ごとの成果指標	65
第5章 各個別計画記載事項	66
1. 松山市子ども・子育て支援事業計画	66
2. 松山市ひとり親家庭等自立促進計画.....	75
3. 松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画.....	76
4. 松山市成育医療等に関する計画.....	77
第6章 計画の推進	78
1. 市民および関係団体等との連携等	78
2. 計画の進捗状況の管理、評価.....	79

第1章 計画の概要

1. 計画の背景・趣旨

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、目指す社会のあり方として、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」(「こどもまんなか社会」)が掲げられています。

一方で、近年では児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向のほか、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあります。その他にも、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く課題は複雑化してきています。

本市でも、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数や、不登校児童生徒数、特別支援学級の児童生徒数など、特別な配慮を要するこども等が年々増加しています。また、全国と同様に出生数は年々減少傾向にあり、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きるこどもとともに、若い世代の最善の利益を考えることが求められているところです。

「松山市こども計画」(以下、「本計画」)は、これらの社会の潮流や課題を踏まえ、すべてのこども、若者の権利が守られ、健やかに成長、自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者・子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

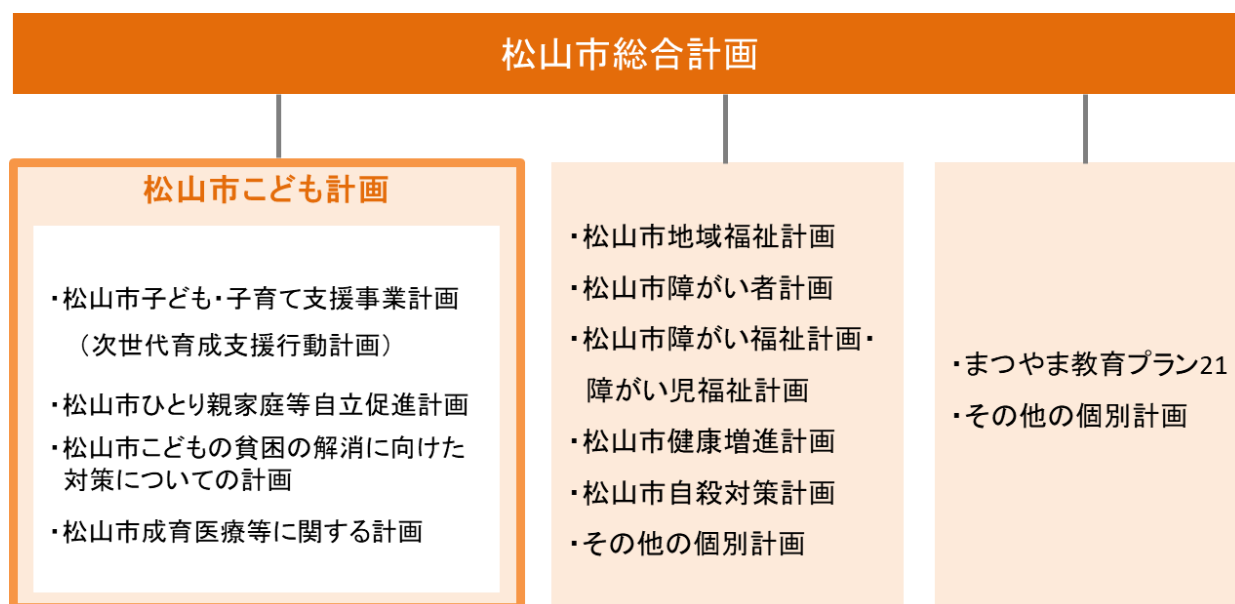
(1) 松山市こども計画

本計画は、こども基本法第 10 条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び愛媛県こども計画を勘案して本市でのこども施策について定めるものです。

また、同条第5項の規定に基づき、「松山市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を包含）、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、「松山市子どもの貧困対策計画」、「松山市成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第7次松山市総合計画」をはじめ、「第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画(このまちのえがおプラン)」「第5次まつやま教育プラン 21」などの関連計画とも整合性を図りました。

【本市の計画との関係】



(2) 松山市子ども・子育て支援事業計画

「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が進める子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。第1期計画(平成 27 年度～令和元年度)及び第2期計画(令和2年度～令和6年度)の下での取組を継続し、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進します。

なお、第1期計画、第2期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

(3) ひとり親家庭等自立促進計画

「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づき、「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」を対象として策定するものです。

本市では、平成 21 年 3 月に「松山市母子家庭等自立促進計画」、平成 28 年 3 月に「第 2 期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、令和3年3月に「第 3 期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を「松山市子どもの貧困対策計画」と一体的に策定し、ひとり親家庭等の自立促進を図ってきました。これまでの計画の下での取組を引き継ぎつつ、ひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に推進していきます。なお、第3期計画は、「松山市子どもの貧困対策計画」と合わせて「松山市子どもの未来応援プラン」として策定し、計画期間は令和7年度までとじていましたが、松山市こども計画と一体的に策定するため、計画期間を1年前倒しました(松山市子どもの貧困対策計画も同様)。

(4) 松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)

「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)」は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定するものです。主な対象は「現在、貧困状態にあるこどもとその保護者」としますが、貧困について同法上に明確な定義はなく、施策から誰一人取り残すことのないよう、広く捉えるものとします。

本市では令和3年3月に策定した「松山市子どもの貧困対策計画」の下、こどもの貧困を取り

巻く状況を踏まえて取組を推進してきており、引き続き、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的に施策を展開していきます。

なお、同法は、令和6年6月 26 日に改正され、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。よって旧計画を「第1期松山市子どもの貧困対策計画」と呼称し、新しい計画を「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と呼称することとします。

(5) 松山市成育医療等に関する計画

「松山市成育医療等に関する計画」は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(成育医療等基本方針)に基づき策定するものです。成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を医療、保健、教育、福祉等の関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

3. 計画の期間

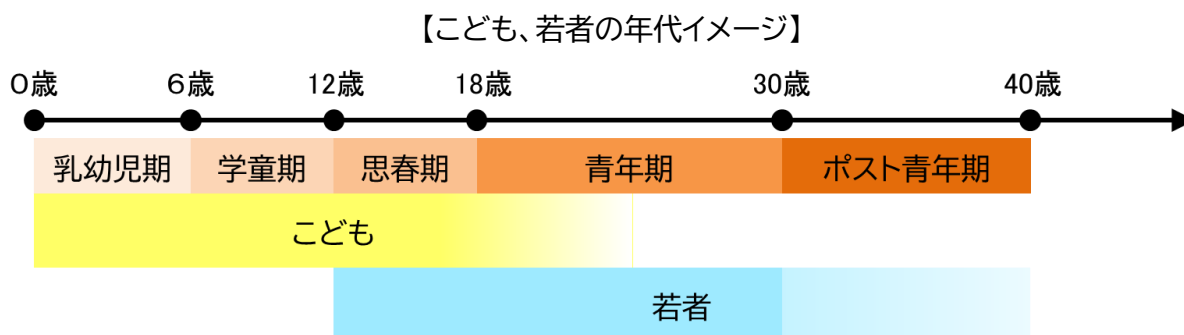
本計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)						
ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
子どもの貧困対策計画							
成育医療等に関する計画	未策定						

4. 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期(中学生年代からおおむね 18 歳まで)及び青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象)の者とし、ます。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5. 計画の策定方法

(1) 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内にこども計画策定プロジェクトチームを設置し、こども家庭部を中心に、福祉推進部や教育委員会事務局をはじめとした全庁の関係各課と連携を図るとともに、こどもの保護者、認定こども園、幼稚園、保育所、児童クラブ等の子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」及び各審議会等で審議を行うほか、小学生以上を対象としたアンケート調査やワークショップ等を開催して、こどもや若者、子育て当事者の意見も反映し、策定しました。

(2) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

① 「松山市こども計画」策定に向けたアンケート

対象	小学 5 年生以上の市内在住者(市内の学校等に通学する学生を含む)
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年5月～6月
有効回答数	7,898 件

② 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

対象	(1)市内在住の小学校就学前の児童(0 歳～5 歳)のいる計 3,000 世帯 (2)市内在住の小学 1 年生～4 年生(6 歳～10 歳)のいる計 3,000 世帯	
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答	
実施時期	令和 5 年 10 月～11 月	
有効回答数・ 回収率	(1)小学校就学前児童世帯	1,552 件(回収率:51.7%)
	(2)小学生児童世帯	1,589 件(回収率:53.0%)

③ 松山市ひとり親世帯実態調査

対象	市内在住の母子世帯 2,000 件および父子世帯 300 件 ※「母子世帯」:20 歳未満の子どもを扶養している配偶者のない女子とこどもからなる家庭。(母子以外の同居者がある場合を含む) ※「父子世帯」:20 歳未満の子どもを扶養している配偶者のない男子とこどもからなる家庭。(父子以外の同居者がある場合を含む)	
調査方法	郵送配布、郵送回収または Web 回答	
実施時期	令和6年5月～6月	
有効回答数・ 回収率	合計	906 件(回収率:39.4%)
	母子世帯	785 件(回収率:39.3%)
	父子世帯	121 件(回収率:40.3%)

④ 周産期対象アンケート調査

対象	令和6年4～6月に伴走型相談支援事業の妊娠7か月アンケートを送付した妊婦 704 名
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年6月～7月
有効回答数・回収率	452 件(回収率:64.2%)

(3)「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画策定に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30 歳代まで
開催日時・場所	令和 6 年 7 月 15 日(月)14 時～16 時(松山市保健所 6 階 中会議室)
参加者数	20 名
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言

② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学 5 年生～高校 3 年生
開催日時・場所	【第1回】 令和 6 年 7 月 28 日(日) 14 時～16 時 (松山市保健所 6 階 中会議室) 【第2回】 令和 6 年 8 月 25 日(日) 14 時～16 時 (松山市保健所 6 階 中会議室) 【第3回】 令和 6 年 12 月 21 日(土)14 時 30 分～16 時 30 分 (松山市保健所 6 階 大会議室)
参加者数	【第1回】 16 名 【第2回】 12 名 【第3回】 実施後加筆予定
テーマ	【第1回】 こどもの権利について学ぶ・考える 【第2回】 自分にとっての理想の居心地について考える 【第3回】 決定後加筆予定

③ 児童館での意見募集

対象	市が所管する 8 か所の児童館を利用することも
募集期間	令和6年8月 27 日(火)~9 月 5 日(木)
実施方法	各児童館に模造紙と付箋を設置し、テーマに関する意見を募集
テーマ	① 児童館で何をして、一番遊んでる？ ② 児童館以外に、どんな遊び場が欲しい？
回答総数	① 延べ 473 件 ② 延べ 559 件

(4) パブリックコメント

実施後加筆予定

第2章 こども、若者や子育て家庭を取り巻く状況

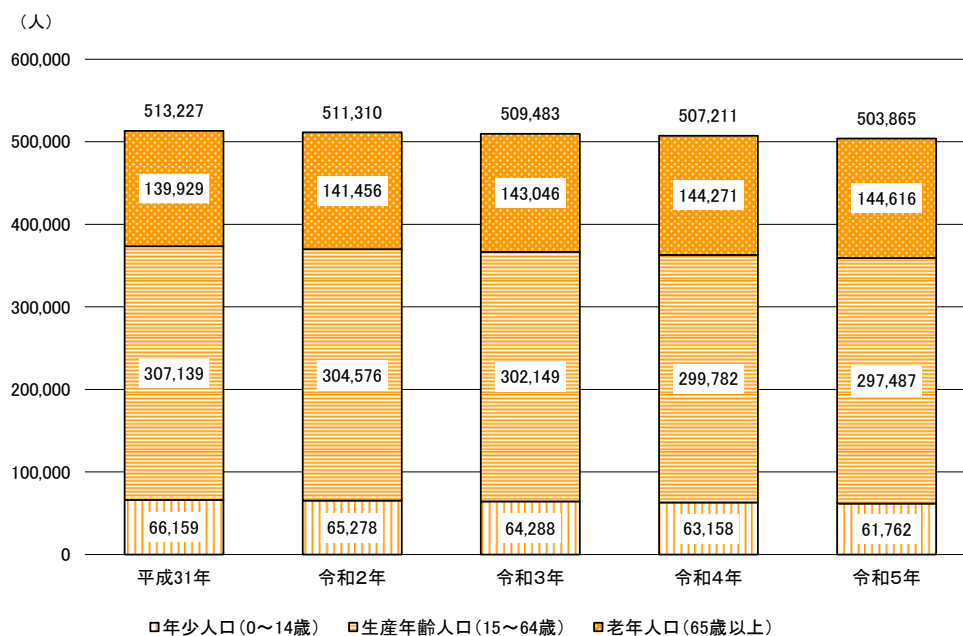
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

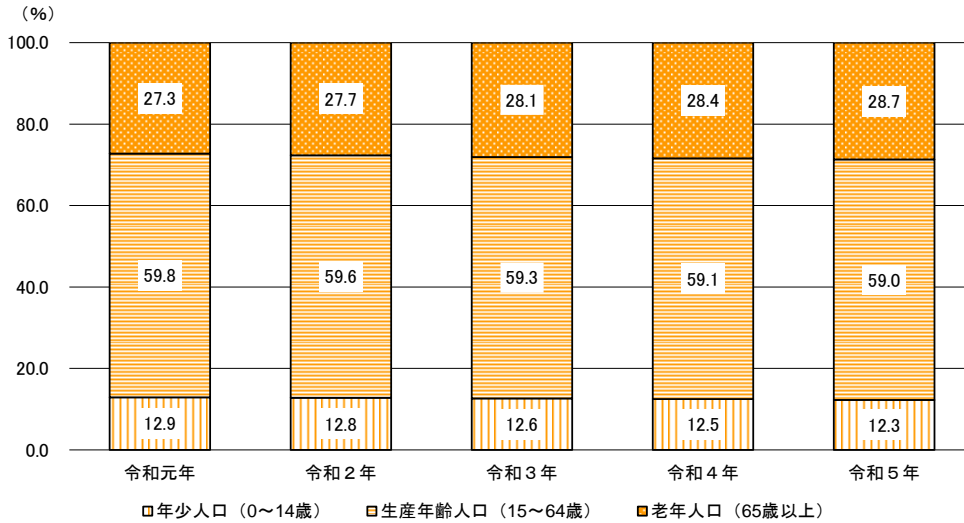
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(16~64歳)と年少人口(0~14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

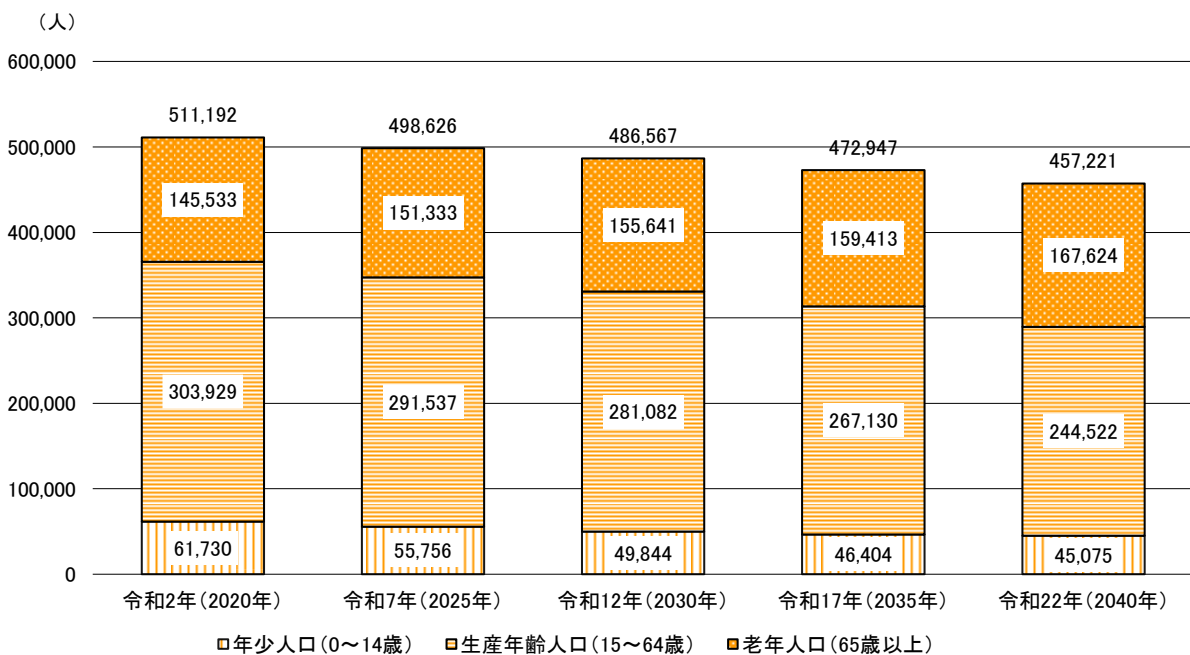


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

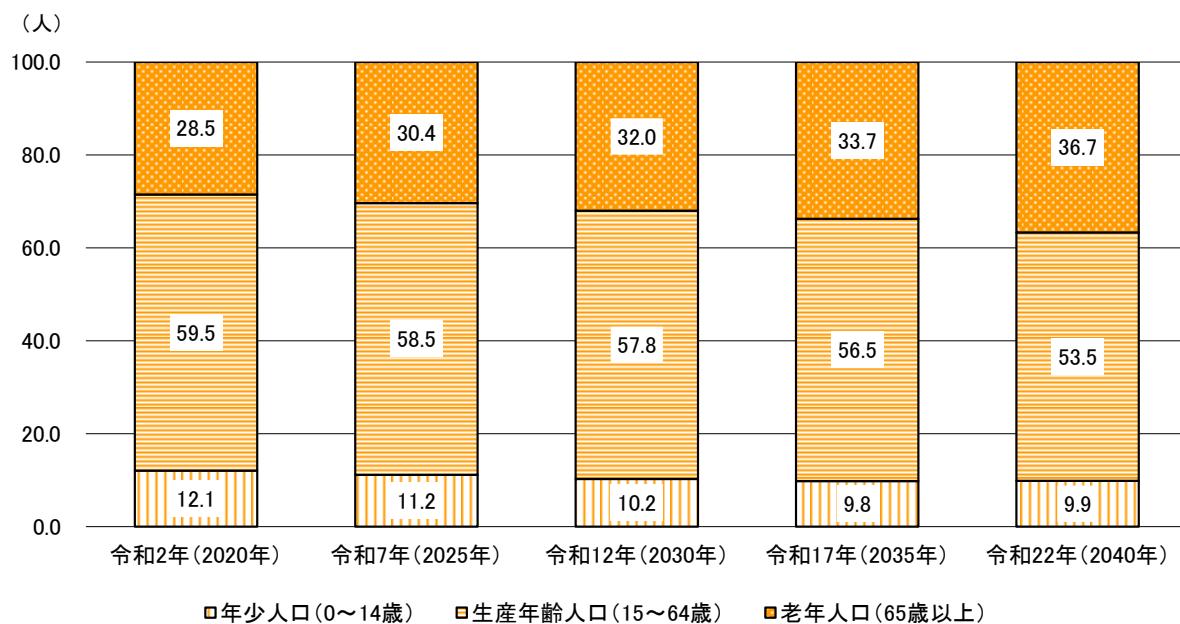
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22(2040)年には令和2(2020)年から53,971人減少して457,221人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年には30.0%を超え、令和22(2040)年には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

③ 推計児童人口

本市の 11 歳以下の推計児童人口についてみると、今後も減少傾向が続き、令和 11 年には 39,080 人になると推計されます。総人口に対する割合でも低下傾向となり、令和 8 年には 9%を下回る見込みとなっています。

図表 5 推計児童人口(比率)の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0~11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0~5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6~11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

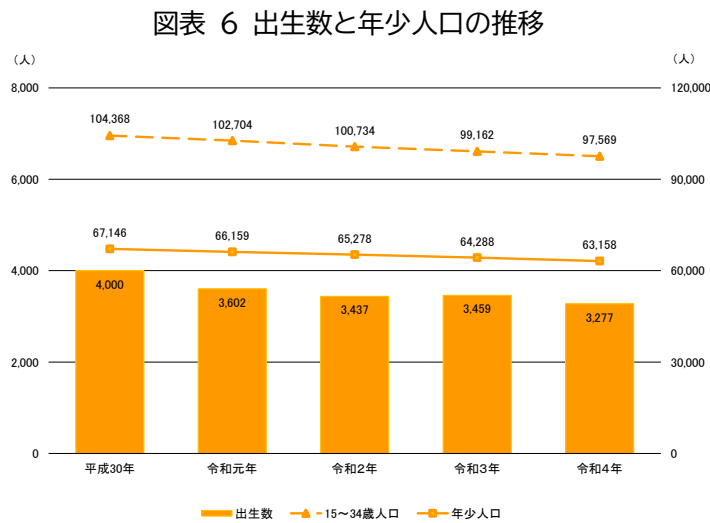
資料:令和2年~令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

2. こども、若者や子育て家庭をめぐる状況

(1) こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

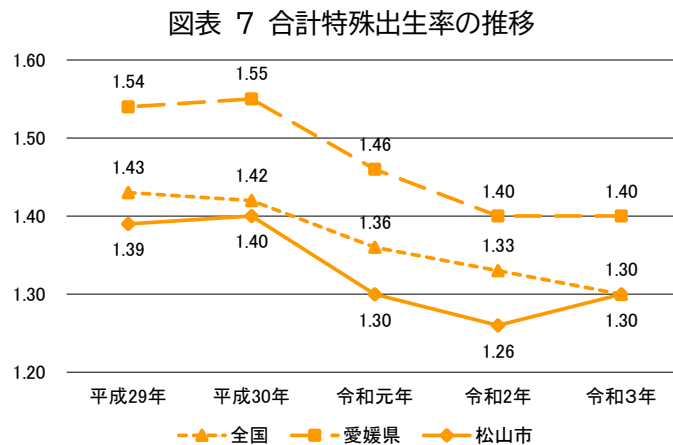


資料:【出生数】文書法制課 人口動態

【年少人口・15~34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少していましたが、令和3年には1.30と上昇しています。愛媛県と比較すると、平成29年以降、下回っています。

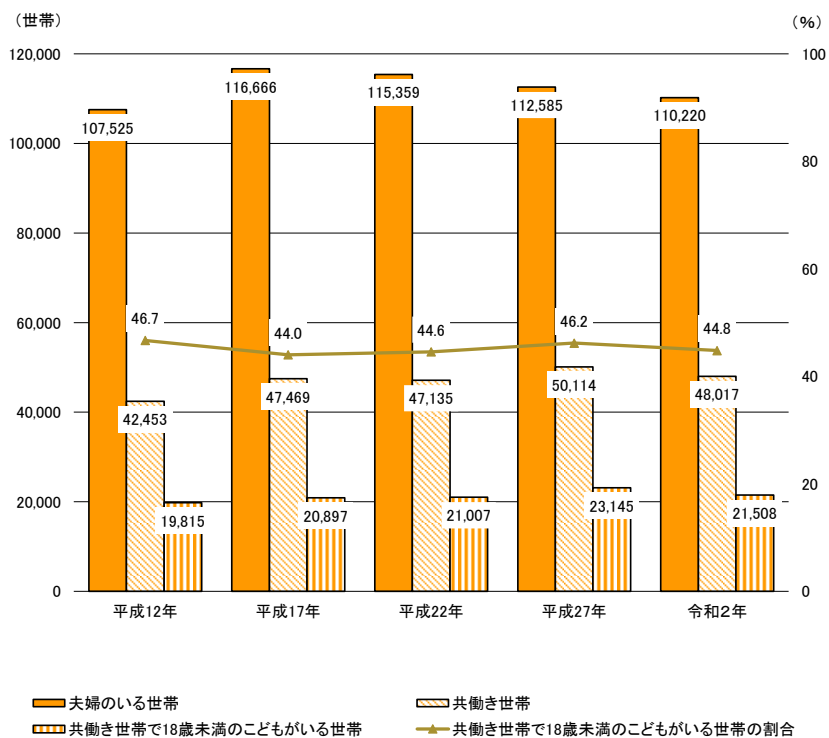


資料:人口動態統計

③ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める 18 歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は 44.8%となっています。

図表 8 共働き世帯の推移



資料：国勢調査

④ 待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、令和5年の「保育所等利用待機児童数」は、令和4年に引き続き0人となっています。

図表 9 待機児童数の推移

単位：人

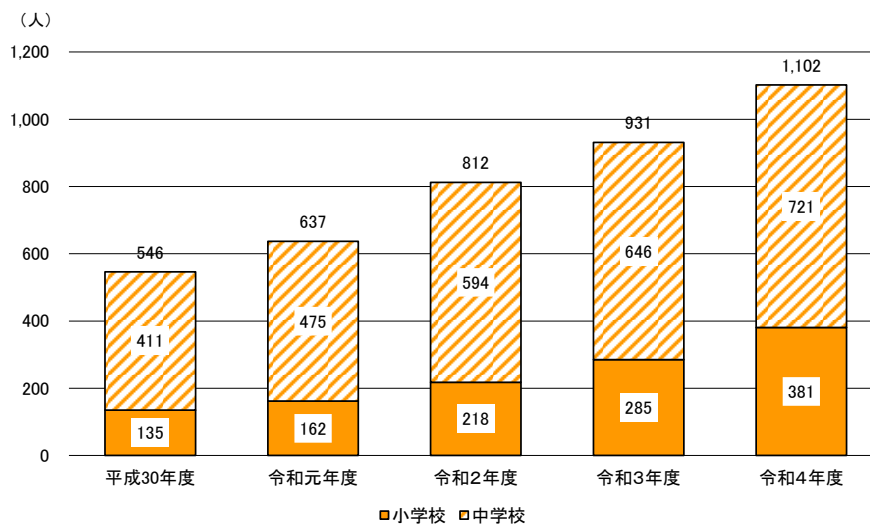
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機児童数	33	42	25	0	0
(対前年度)	▲ 3	9	▲ 17	▲ 25	0

資料：保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑤ 不登校児童生徒数

本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和4年度は 1,102 人と、平成 30 年度の 546 人から2倍以上となっています。

図表 10 不登校児童生徒数(松山市)

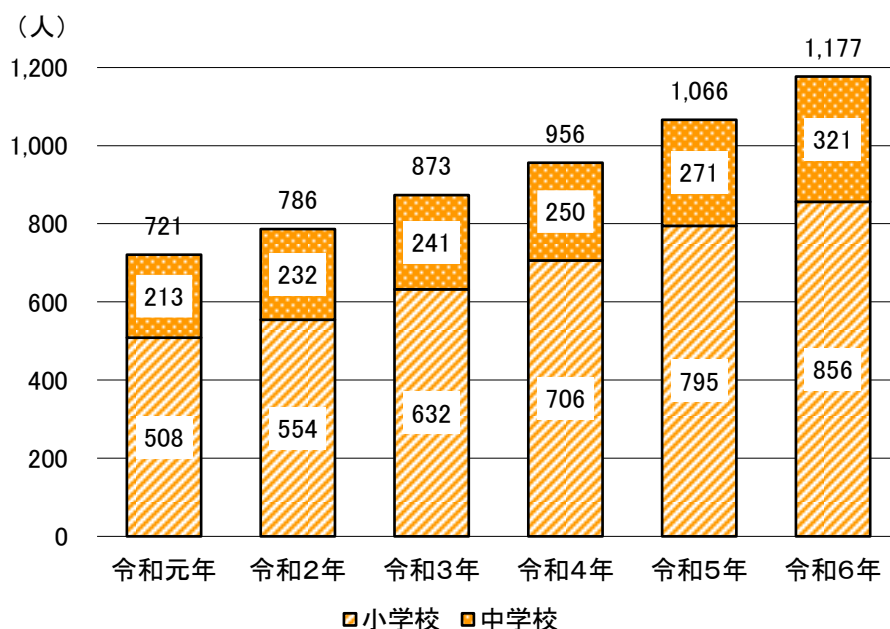


資料:松山市

⑥ 特別支援学級児童生徒数

本市の特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で 856 人、中学校で 321 人となっています。

図表 11 特別支援学級の児童生徒数



資料:松山市

⑦ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が 1,897 人、要支援児童が 1,373 人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和 5 年度は 180 人となっています。

図表 12 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市

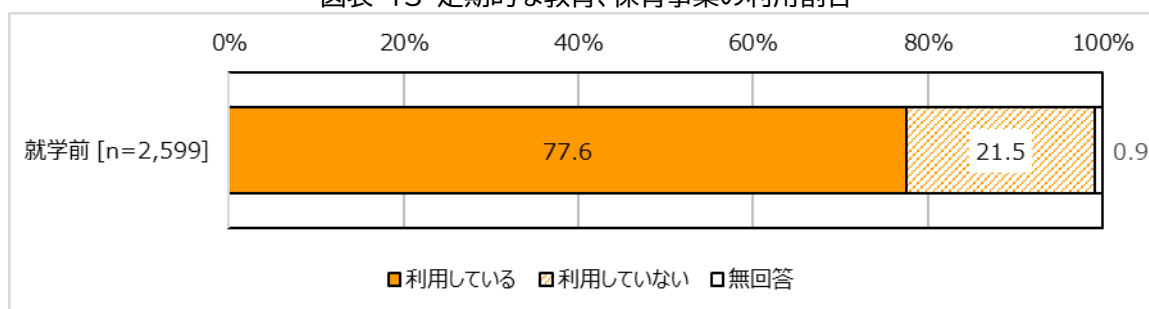
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 定期的な教育、保育事業の利用割合

定期的な教育、保育事業の利用割合は7割以上で、こどもの年齢が0～1歳では「保育所」や「認定こども園」、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

図表 13 定期的な教育、保育事業の利用割合



図表 14 定期的な教育、保育事業の利用割合(年齢別)

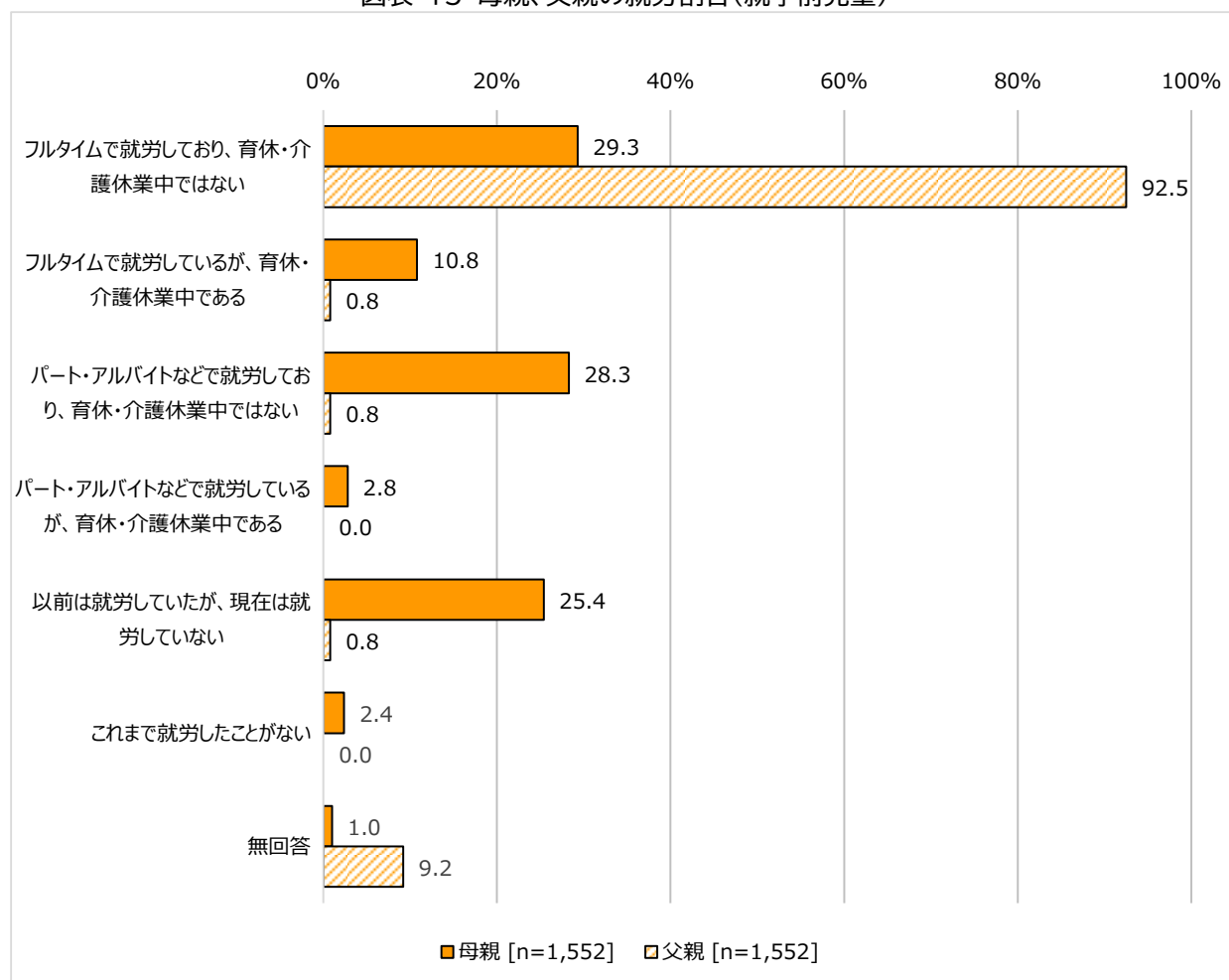
(単位: %)

	全体 (人)	幼稚園	幼稚園 の預かり 保育	保育所	認定こども園	地域型 保育事業	企業主 導型保 育事業	障がい 児支援 施設	認可外 保育施 設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	無回答	
														対象の年齢
全体	1,204	30.6	11.2	23.9	33.0	2.5	6.6	2.5	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0	
対象の年齢	0歳	96	7.3	2.1	35.4	30.2	10.4	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0
	1歳	161	2.5	1.9	34.8	32.3	7.5	18.0	1.9	1.2	0.0	0.0	2.5	0.0
	2歳	208	19.7	5.3	31.3	31.7	3.8	8.7	3.4	1.4	0.0	0.5	1.9	0.0
	3歳	227	44.1	11.9	20.3	31.3	0.0	2.2	3.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.0
	4歳	242	42.6	19.0	16.9	33.5	0.0	4.1	2.9	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0
5歳	263	43.0	16.7	16.7	36.1	0.0	1.1	2.3	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0	

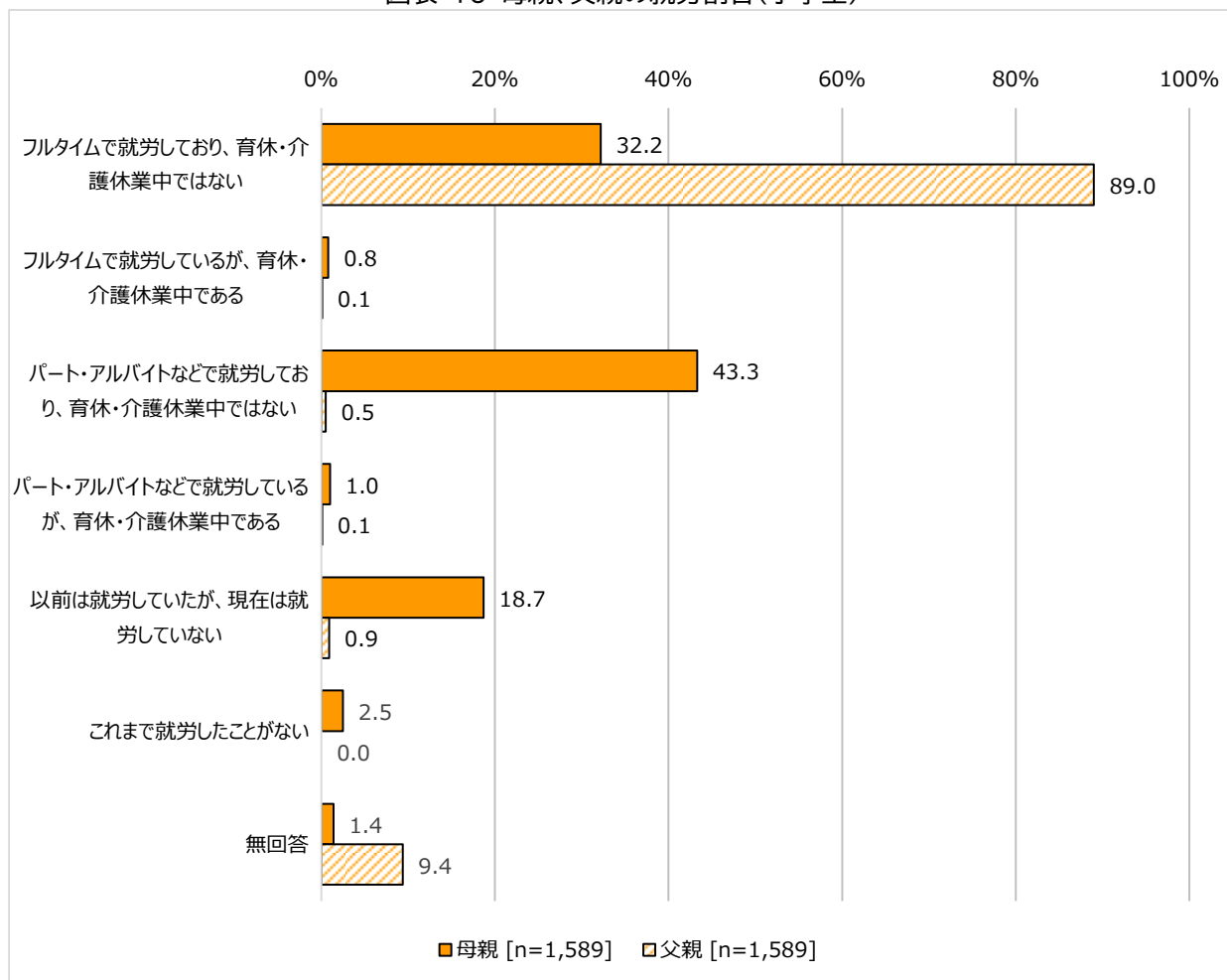
② 母親、父親の就労割合

母親、父親の就労割合は、就学前児童の母親が 71.2%(フルタイムは 40.1%)、父親が 94.1%(フルタイムは 93.3%)で、小学生の母親が 77.3%(フルタイムは 33.0%)、父親が 89.7%(フルタイムは 89.1%)でした。母親の就労割合が就学前児童より小学生で高くなる一方で、父親の就労割合は低くなっています。

図表 15 母親、父親の就労割合(就学前児童)



図表 16 母親、父親の就労割合(小学生)

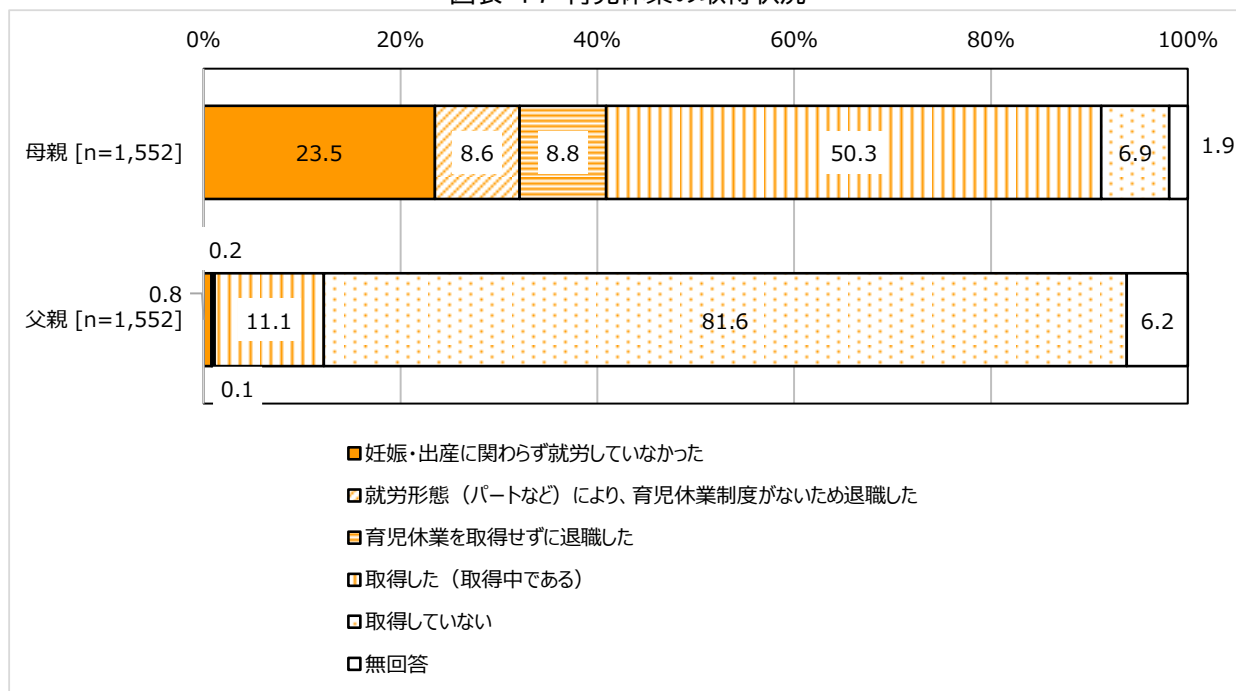


③ 育児休業の取得状況

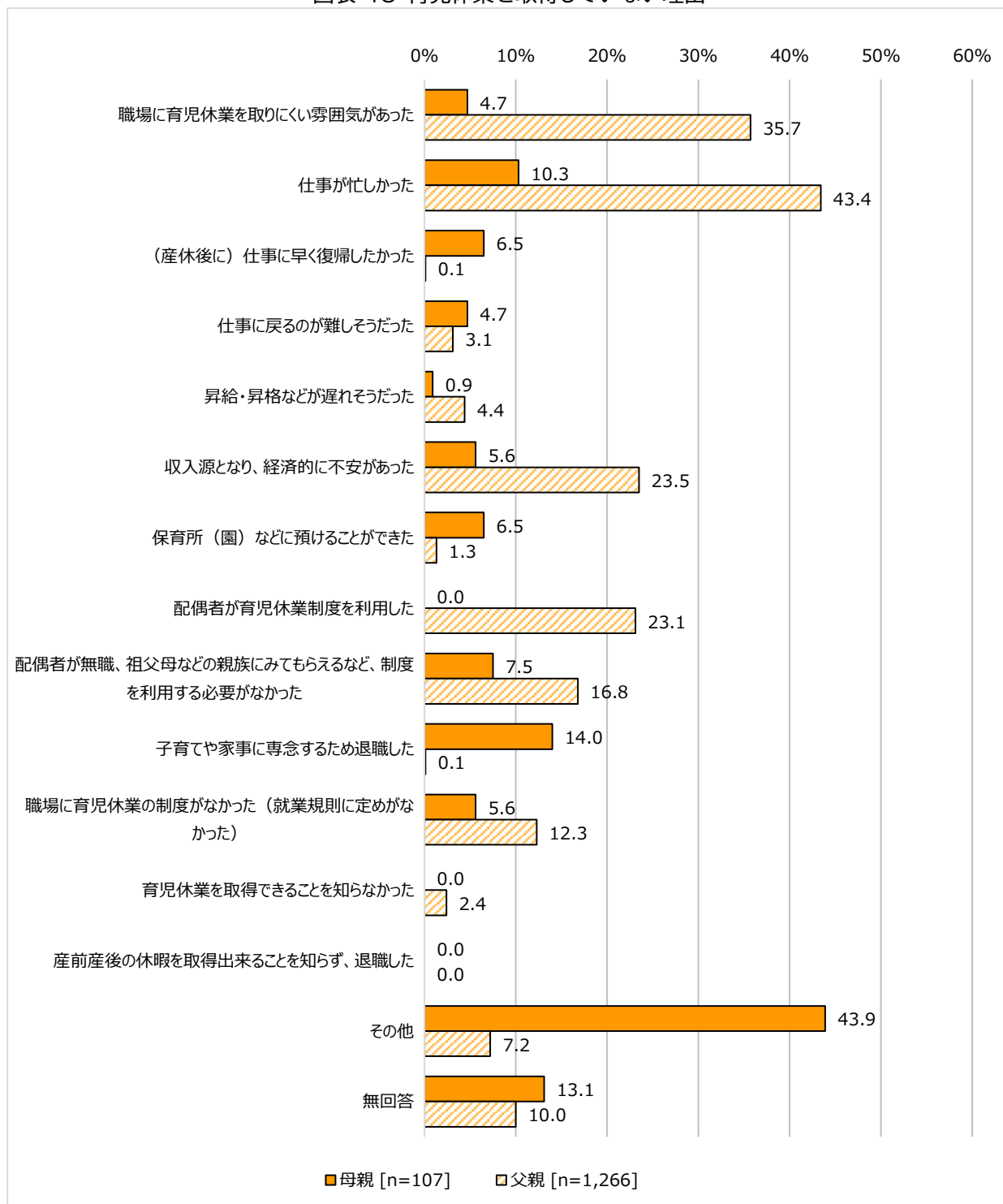
育児休業の取得状況(取得した(取得中である))は、母親が50.3%、父親は11.1%でした。

育児休業を取得していない理由は、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(14.0%)が最も多く、父親は、「仕事が忙しかった」(43.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.7%)が多くなっています。

図表 17 育児休業の取得状況



図表 18 育児休業を取得していない理由



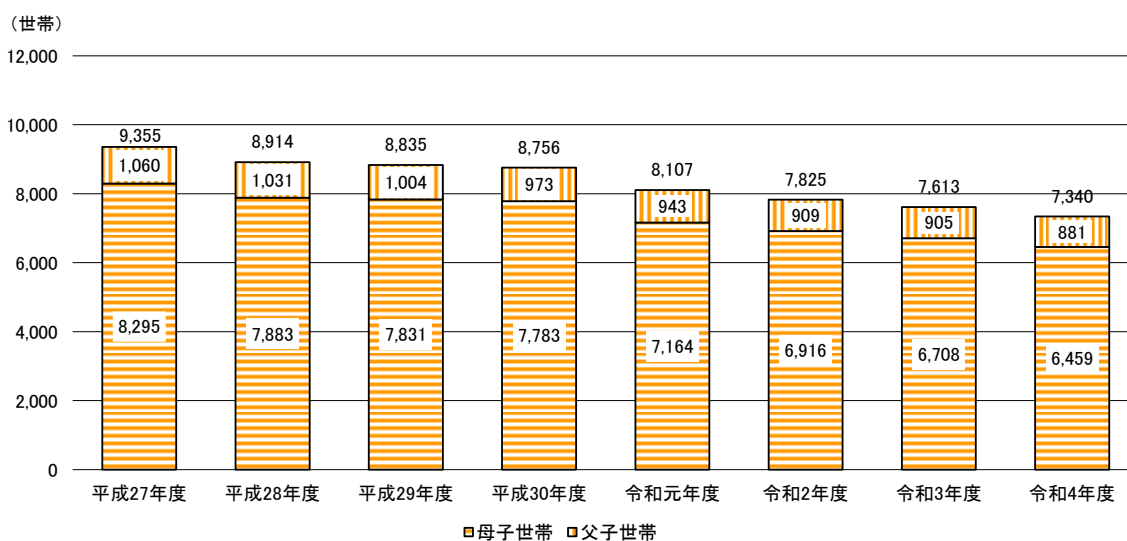
3. ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) ひとり親家庭やこどもの貧困等の現状

① ひとり親世帯数の推移

令和4年度の母子世帯は6,459世帯、父子世帯は881世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は平成25年度以降、減少傾向にあります。

図表 19 ひとり親世帯数の推移

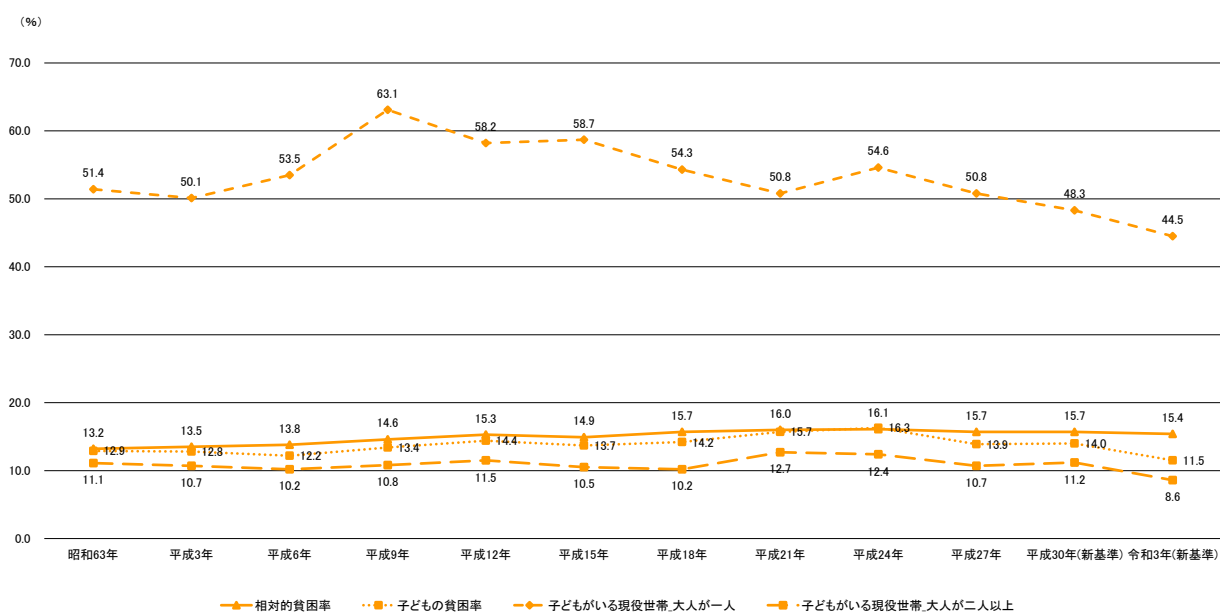


資料:松山市推計人口、福祉事務所の概要(各年度4月1日現在)

② 国内のこどもの貧困率

令和 3 年の「子どもの貧困率」は 11.5%となっています。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯員では 44.5%、「大人が二人以上」の世帯員では 8.6%となっています。

図表 20 子どもの貧困率の推移



資料: 国民生活基礎調査(各年)

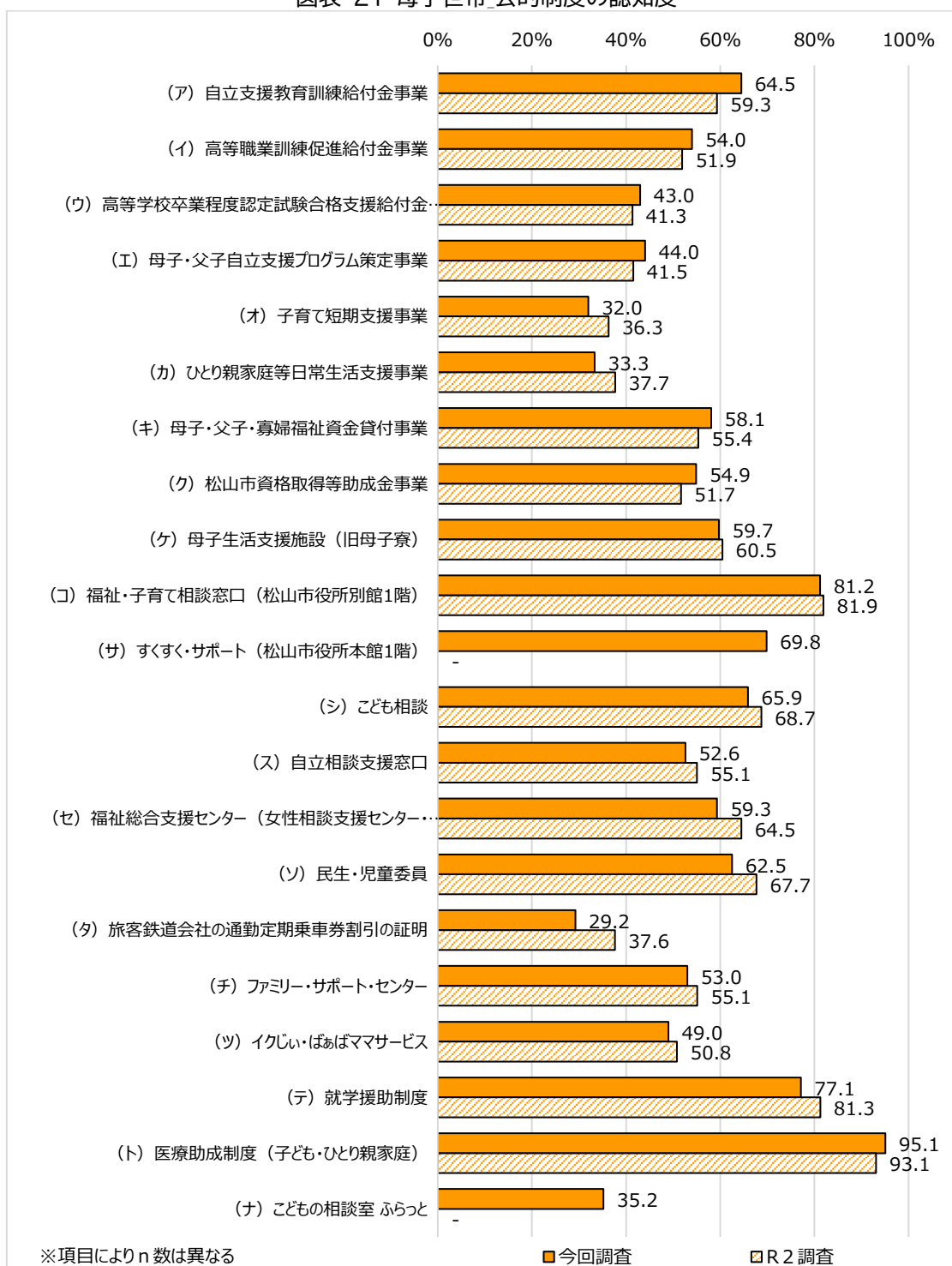
(2) ひとり親世帯実態調査結果

ひとり親世帯実態調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

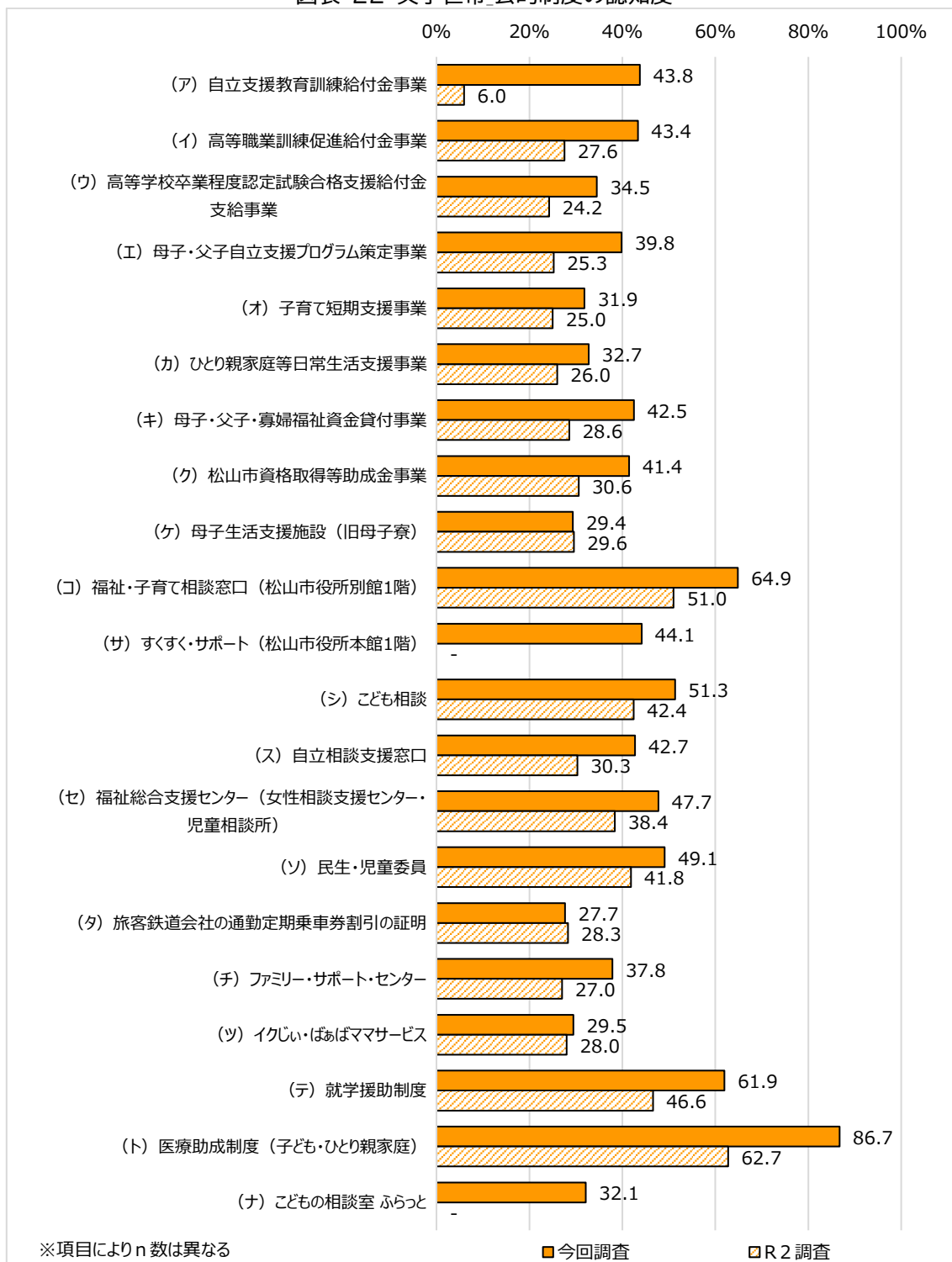
① 公的制度の認知度

こどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」や家事のサポートを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は母子世帯、父子世帯ともに30%程度となっています。

図表 21 母子世帯 公的制度の認知度



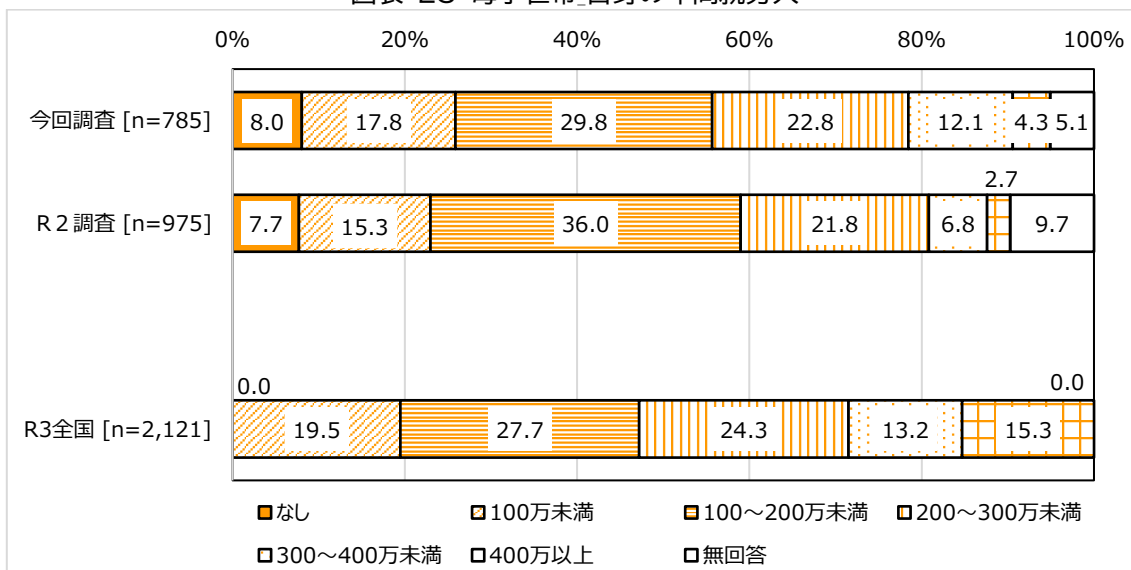
図表 22 父子世帯 公的制度の認知度



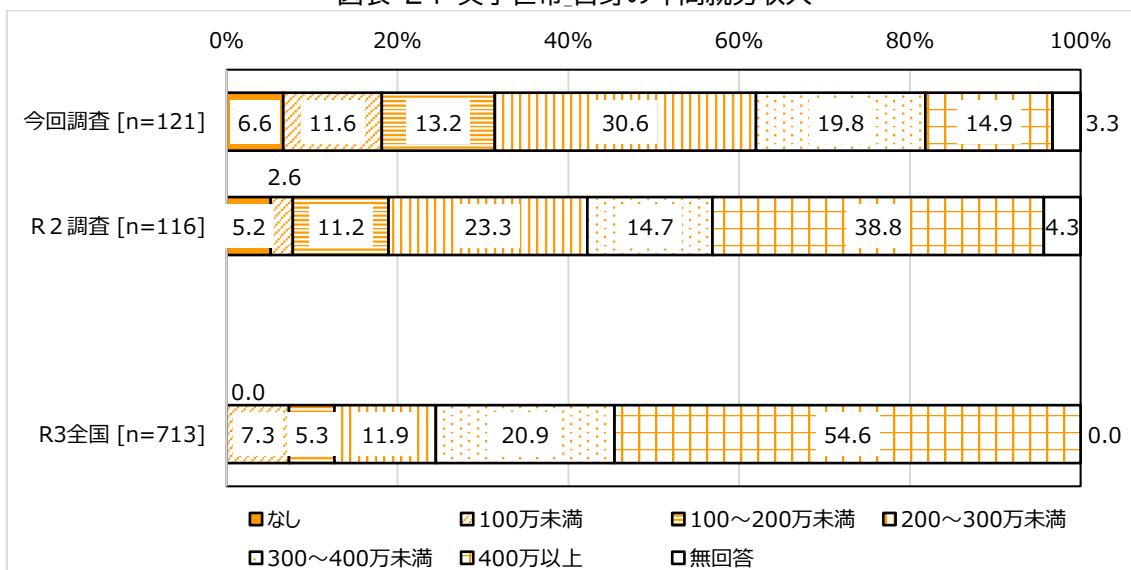
② 自身の年間就労収入

母子世帯では、自身の年間就労収入が 300 万円未満の割合が 70%を超え、父子世帯と比べ収入の割合が低くなっています。

図表 23 母子世帯_自身の年間就労収入



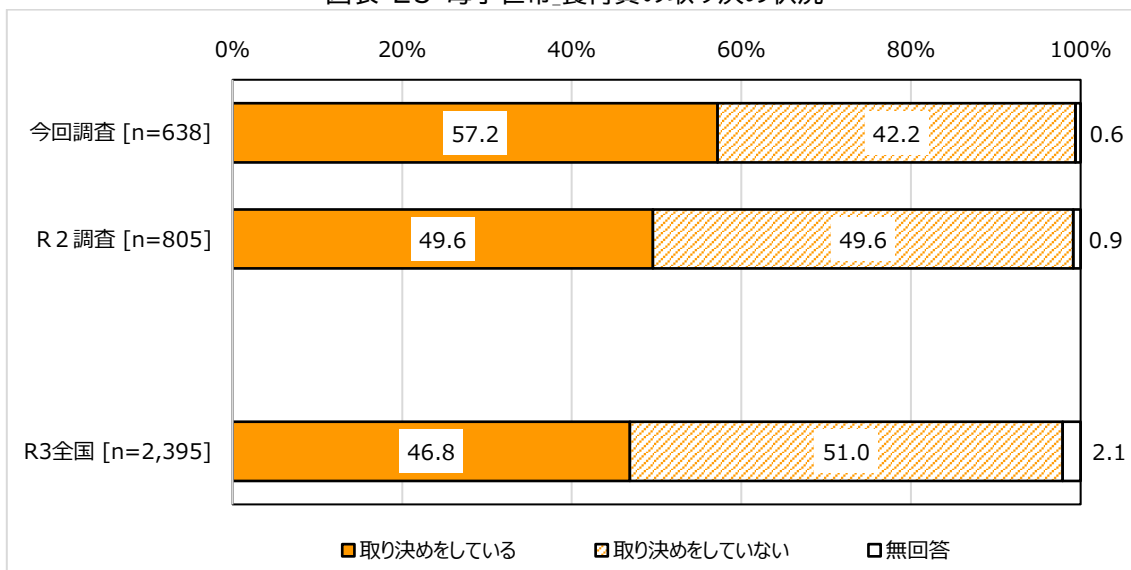
図表 24 父子世帯_自身の年間就労収入



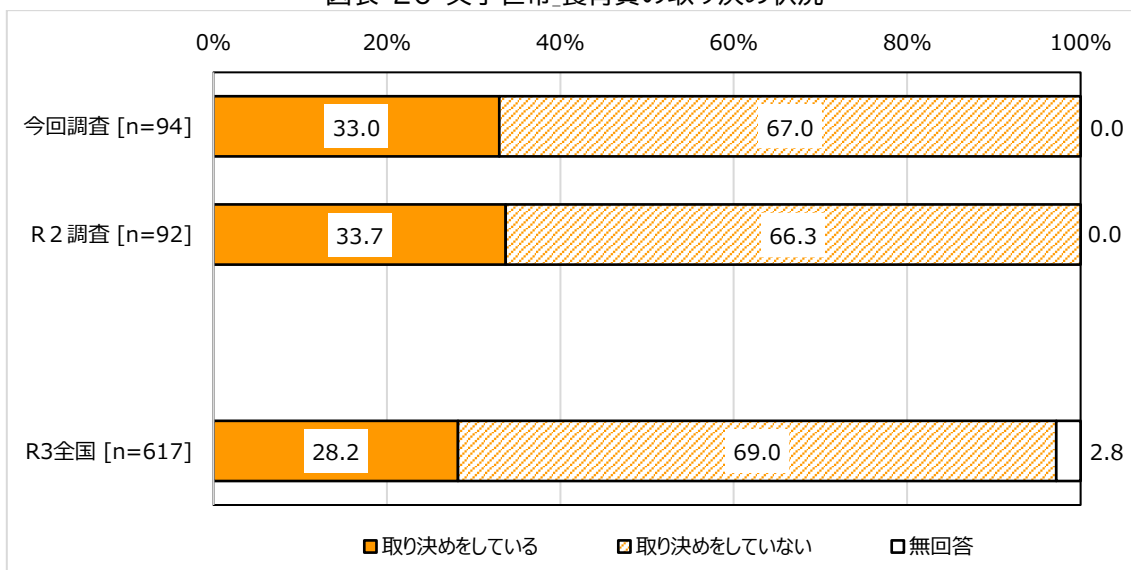
③ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めについて、母子世帯の 42.2%、父子世帯の 67.0%が取り決めをしていない状況です。

図表 25 母子世帯 養育費の取り決め状況



図表 26 父子世帯 養育費の取り決め状況



4. 成育医療等の現状

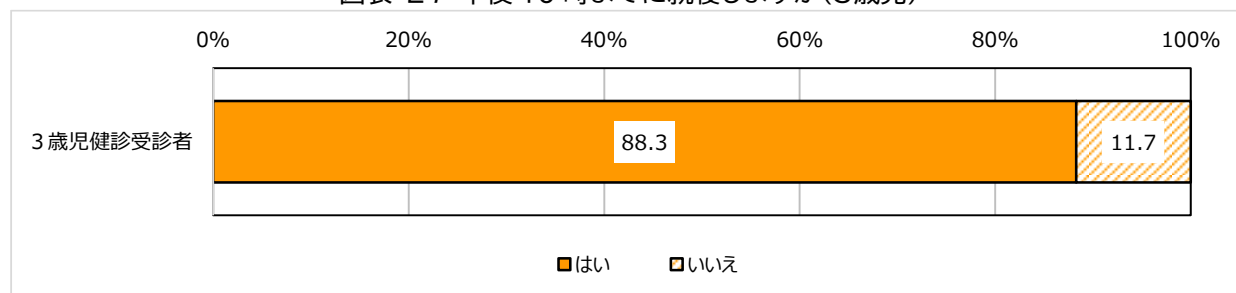
アンケート調査及び令和4年度松山市母子保健のデータから、成育サイクル(周産期、乳幼児期、学童期、思春期、全成育期)の主な特徴は以下の通りです。

(1) 生活習慣

① 睡眠が十分にとれていると思うか

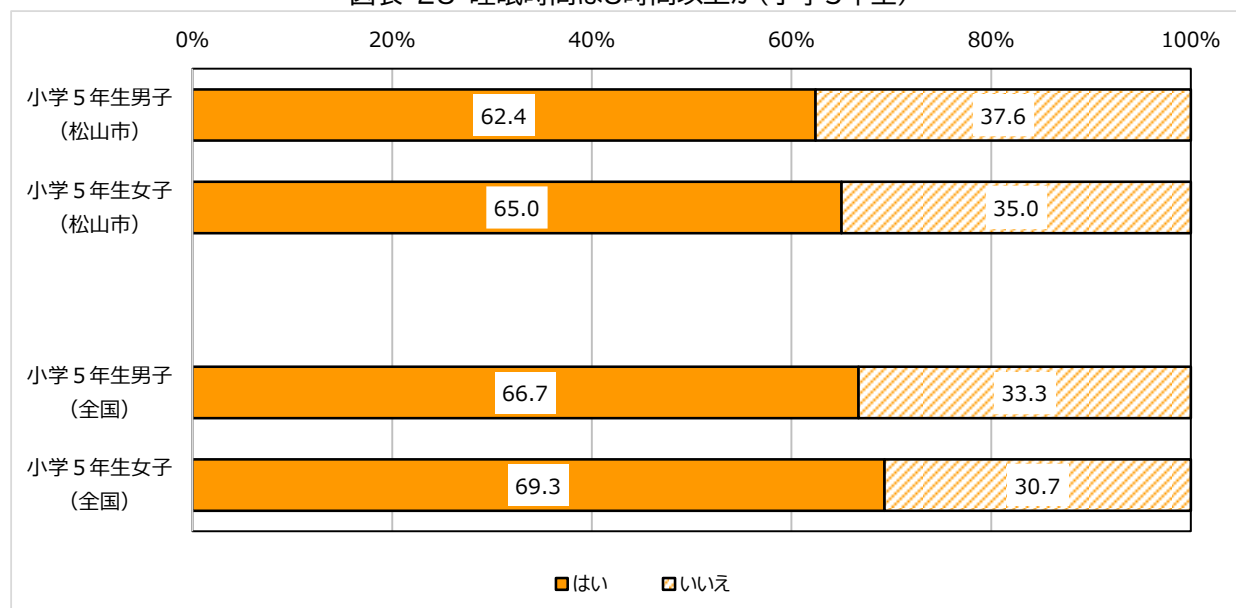
「睡眠が十分にとれている」のは、3歳児で88.3%、小学5年生で62~65%、中学2年生では男子25.8%、女子16.5%、15-17歳で38.6%、18-39歳で49.7%、周産期で67%となっています。

図表 27 午後10時までに就寝しますか(3歳児)



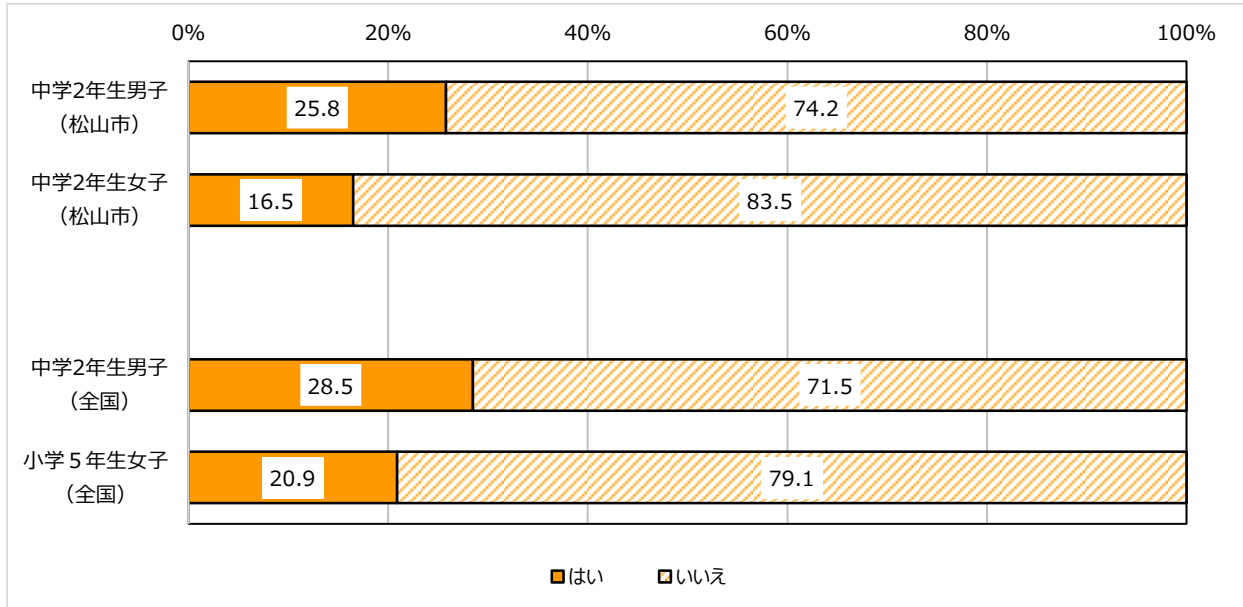
資料:3歳児健康診査受診者問診票(R4年度4~7月、R5年度12~3月)

図表 28 睡眠時間は8時間以上か(小学5年生)



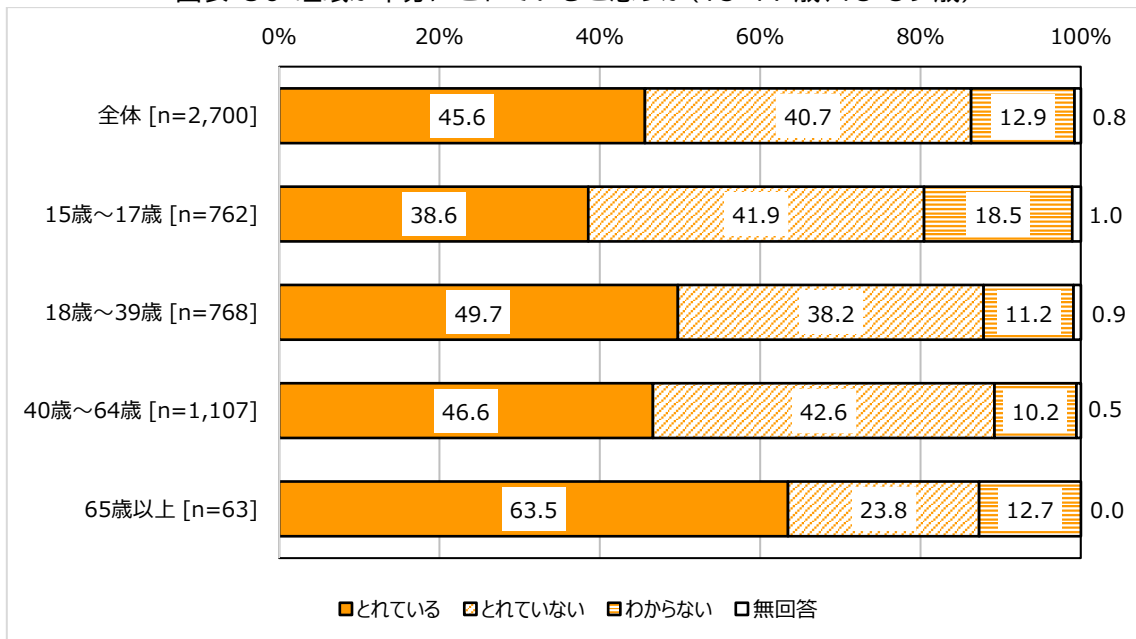
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査

図表 29 睡眠時間は8時間以上か(中学2年生)



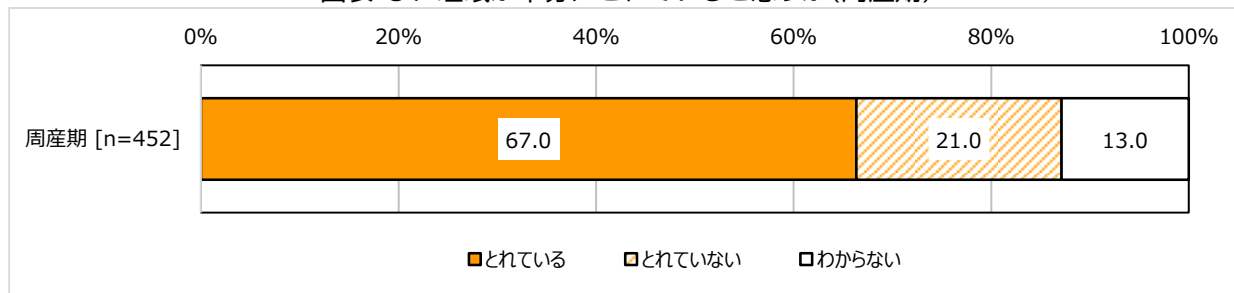
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査

図表 30 睡眠が十分にとれていると思うか(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市子ども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 31 睡眠が十分にとれていると思うか(周産期)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(周産期)

(2) 適切な健診受診

① 健診受診率

各健診の受診率は、妊婦健診 97.5%、乳児健診(3-4 か月児)98.3%、幼児健診(1歳6 か月児)82.6%、幼児健診(3 歳児)80.3%です。乳児健診は個別健診(医療機関委託)で県や国よりも高いですが、幼児健診は新型コロナウイルス対応により健診方法が集団健診から個別健診(医療機関委託)に変更になった影響があり、県や国よりも 10 ポイント近く低くなっています。

図表 32 妊婦一般健康診査 受診状況の推移

年度	受診券交付数	受診者数	受診率 (%)
平成 30	19,184	18,697 (27,635)	97.5
令和元	18,355	17,601 (25,818)	95.9
2	18,354	17,141 (25,254)	93.4
3	17,611	16,696 (24,809)	94.8
4	16,273	15,873 (23,321)	97.5

※()は B 券受診数

資料:松山市保健衛生年報 令和 5 年版(令和 4 年度統計)

図表 33 乳幼児の健康診査の受診率(令和4年度)

		松山市	愛媛県	国
乳児	3-4 か月児	98.3% ^{※1}	94.5% ^{※1}	96.1% ^{※2※3}
幼児	1歳6 か月児	82.6%	91.2%	96.3% ^{※3}
	3 歳児	80.3%	89.9%	95.7% ^{※3}

資料:(県・市)令和4年度 母子保健報告(乳幼児健康診査の医療機関に委託している乳児一般健康診査の受診率)

※1:乳児 3~6 か月児の数値

(国)厚生労働省 令和4年度地域保健・健康増進事業報告

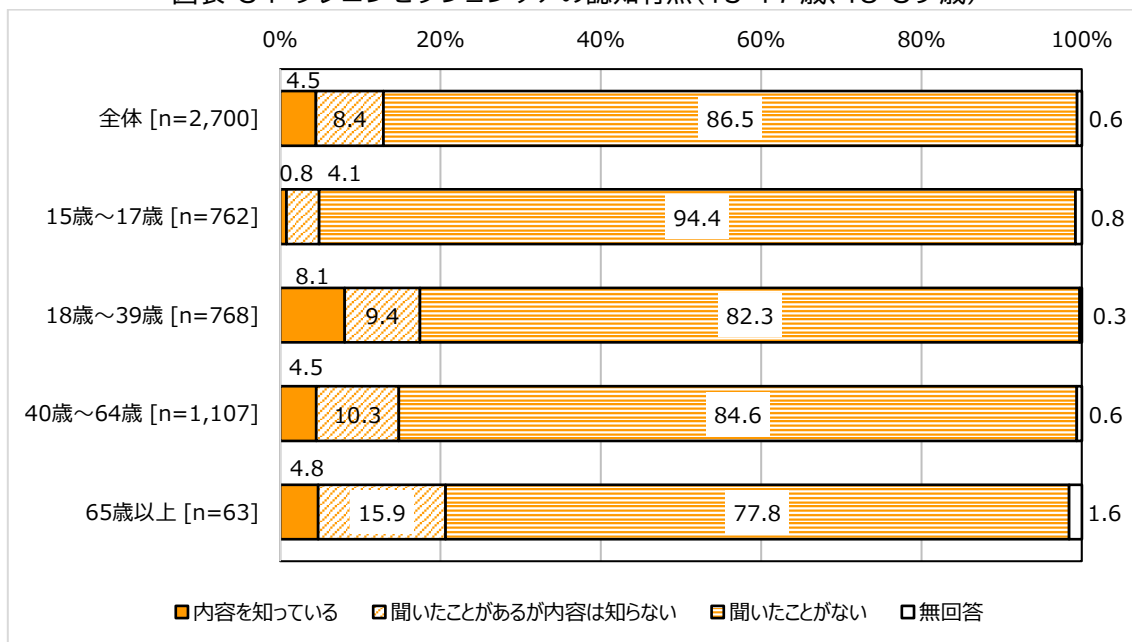
※2:乳児 3~5 か月児の数値

※3:受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村除く)

② プレコンセプションケアの認知度

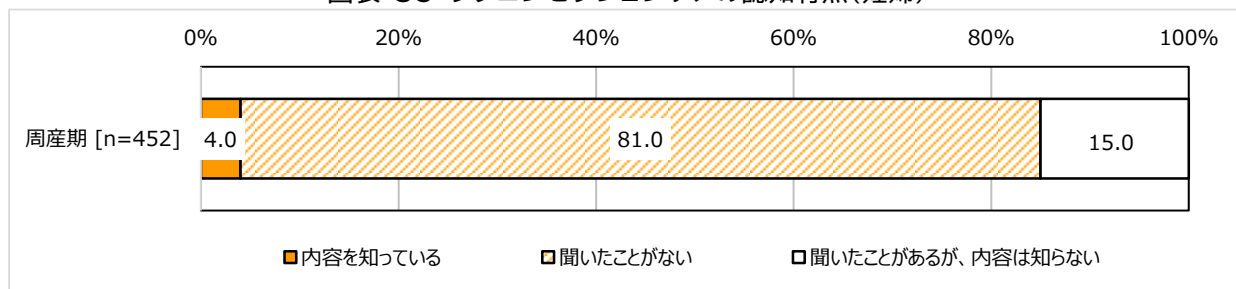
プレコンセプションケアの認知度は、「内容を知っている」は15-17歳で0.8%、18-39歳で8.1%、妊婦で4.0%といずれも低い状況です。

図表 34 プレコンセプションケアの認知有無(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 35 プレコンセプションケアの認知有無(妊婦)

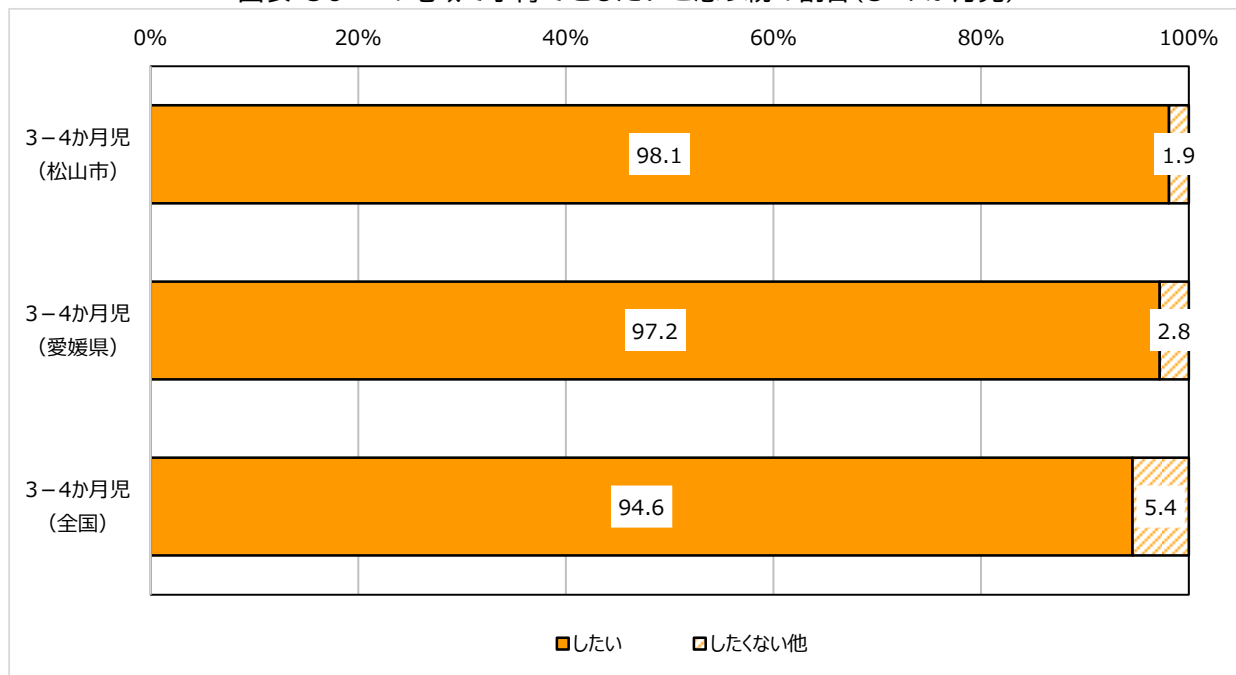


資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(周産期調査)

③ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

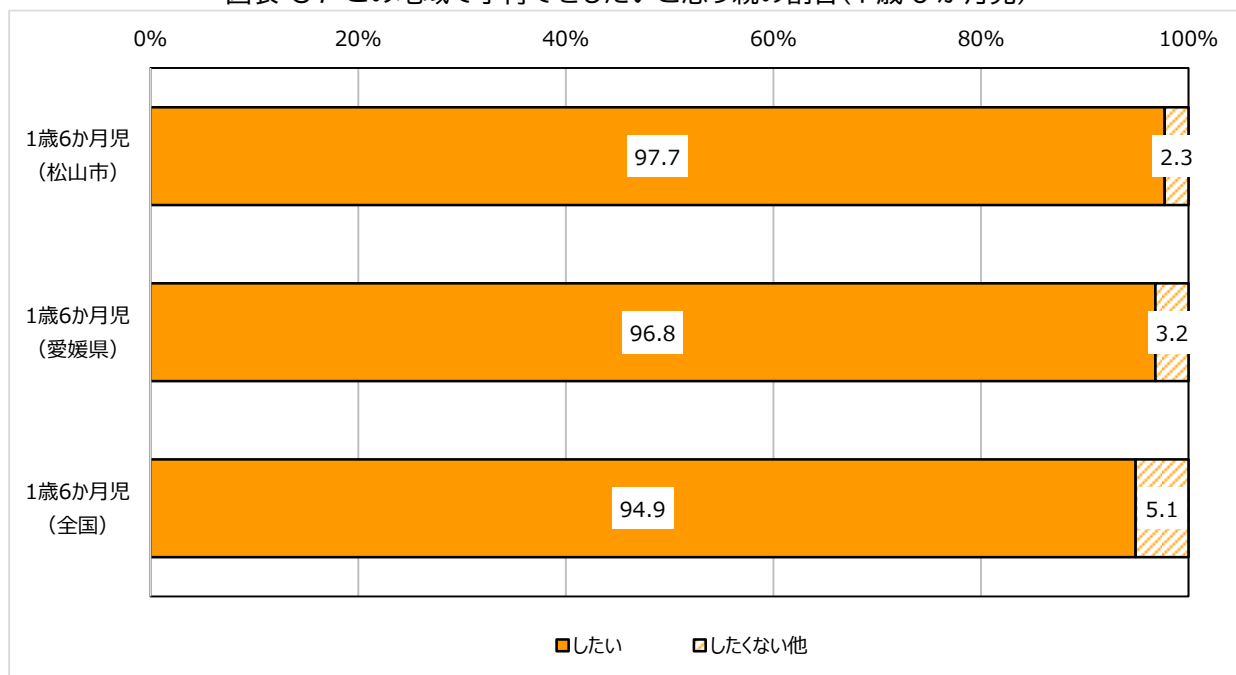
「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は、3-4か月児で 98.1%、1歳6か月児で 97.7%、3歳児で 98.2%といずれの時期も県や国よりも高い状況です。

図表 36 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3-4 か月児)



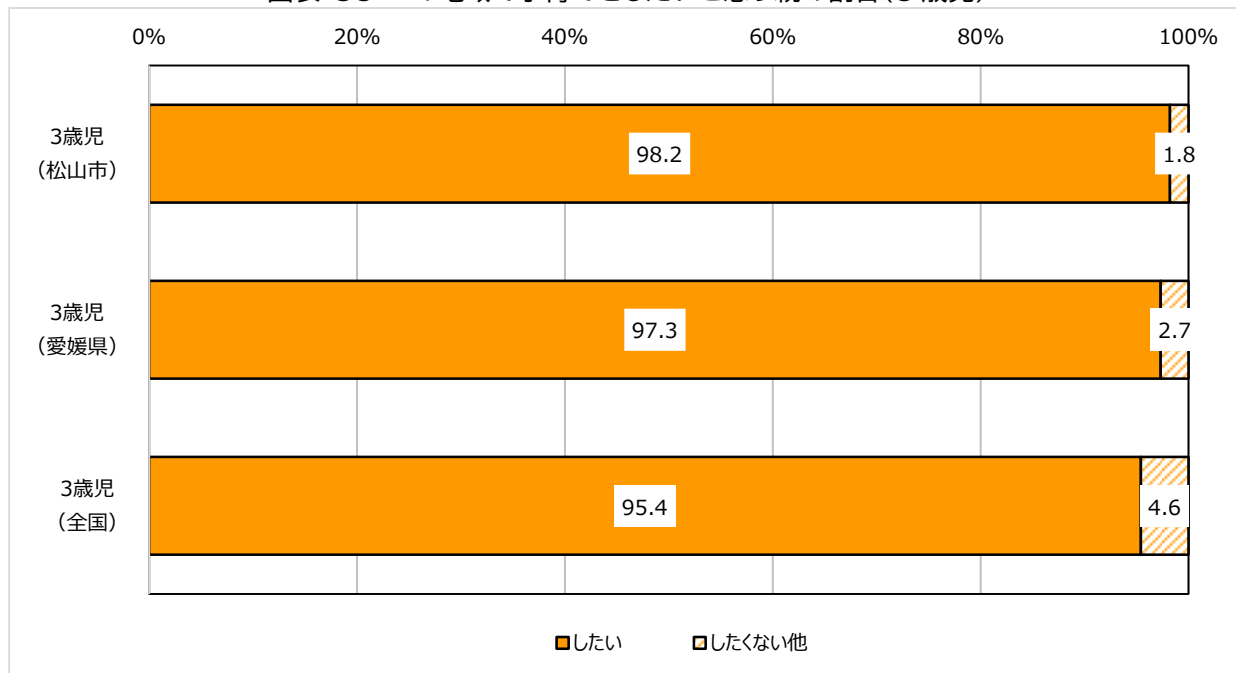
資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(母子保健課調査)

図表 37 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(1歳6 か月児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(母子保健課調査)

図表 38 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3歳児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(母子保健課調査)

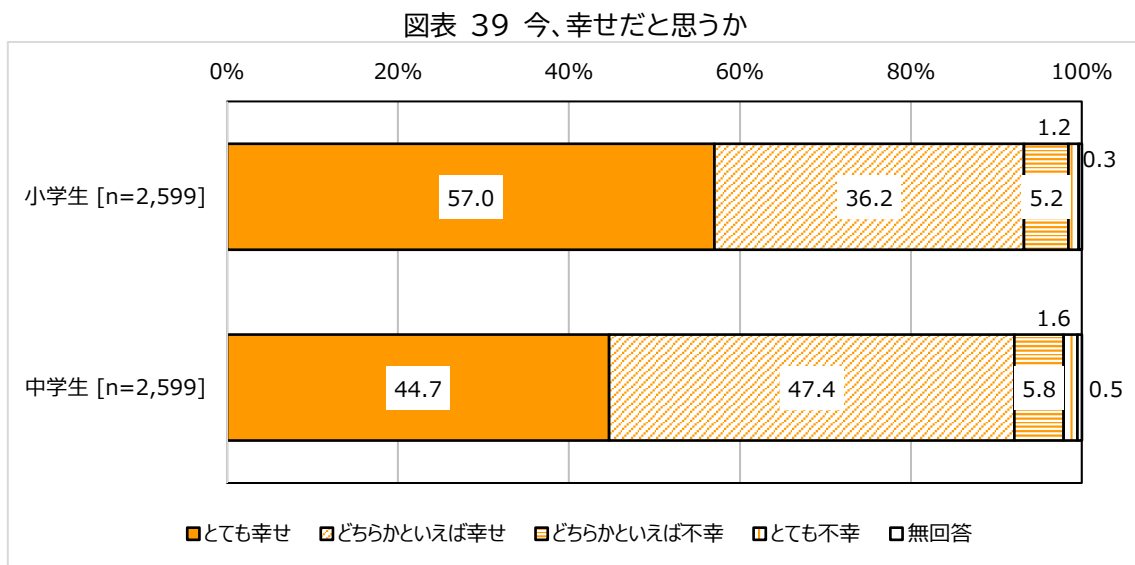
5. こども、若者の意識の現状

(1) 小中学生アンケート調査結果

小中学生アンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 今、幸せだと思うか

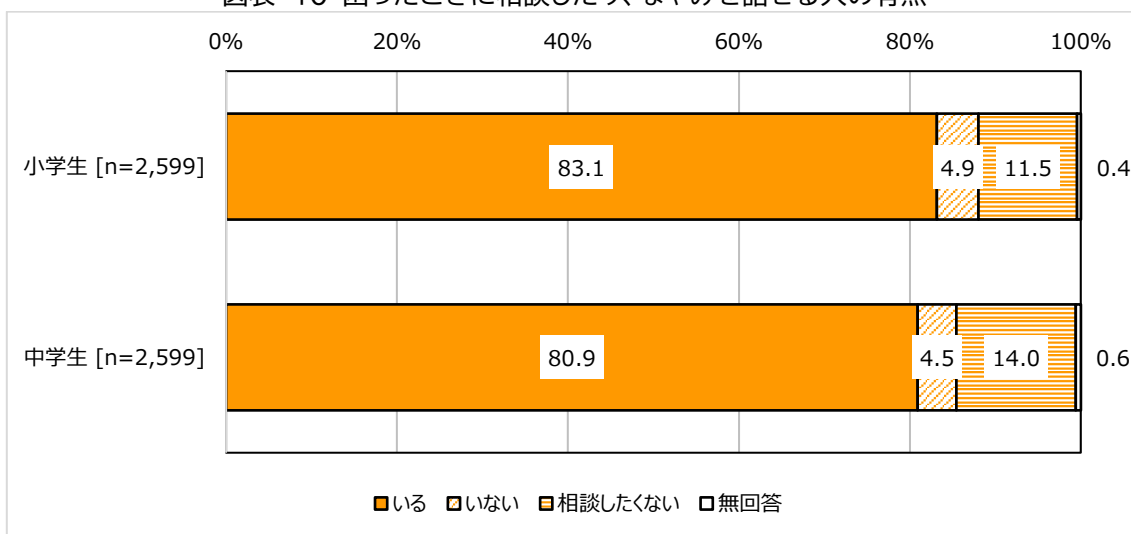
小学生、中学生ともに、幸せ(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)だと思う人は 9 割を超えています。



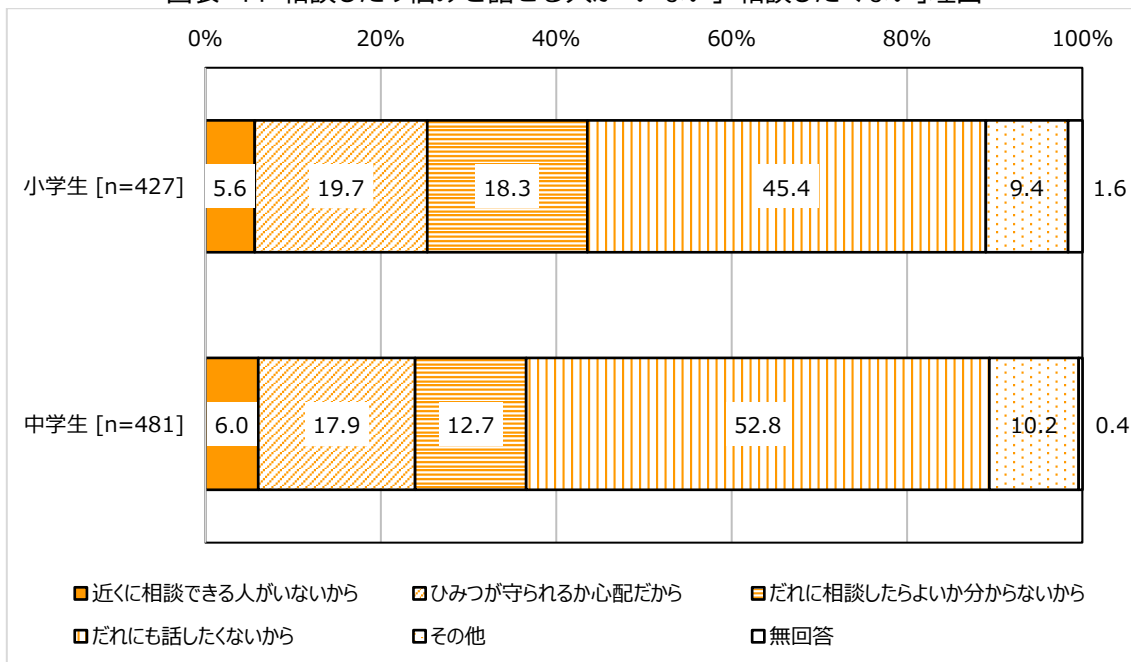
② 困ったときに相談したり、なやみを話せる人の有無

小学生、中学生ともに、困ったときに相談したり、なやみを話せる人が8割以上いる一方で、15%程度が相談したり、悩みを話せる人がいない、相談したくないとなっています。その理由は、小学生、中学生いずれも「誰にも話したくないから」が最も高く(小学生 45.4%、中学生 52.8%)、次いで「ひみつが守られるか心配だから」(小学生 19.7%、中学生 17.9%)、「誰に相談したらよいか分からないから」(小学生 18.3%、中学生 12.7%)となっています。

図表 40 困ったときに相談したり、なやみを話せる人の有無



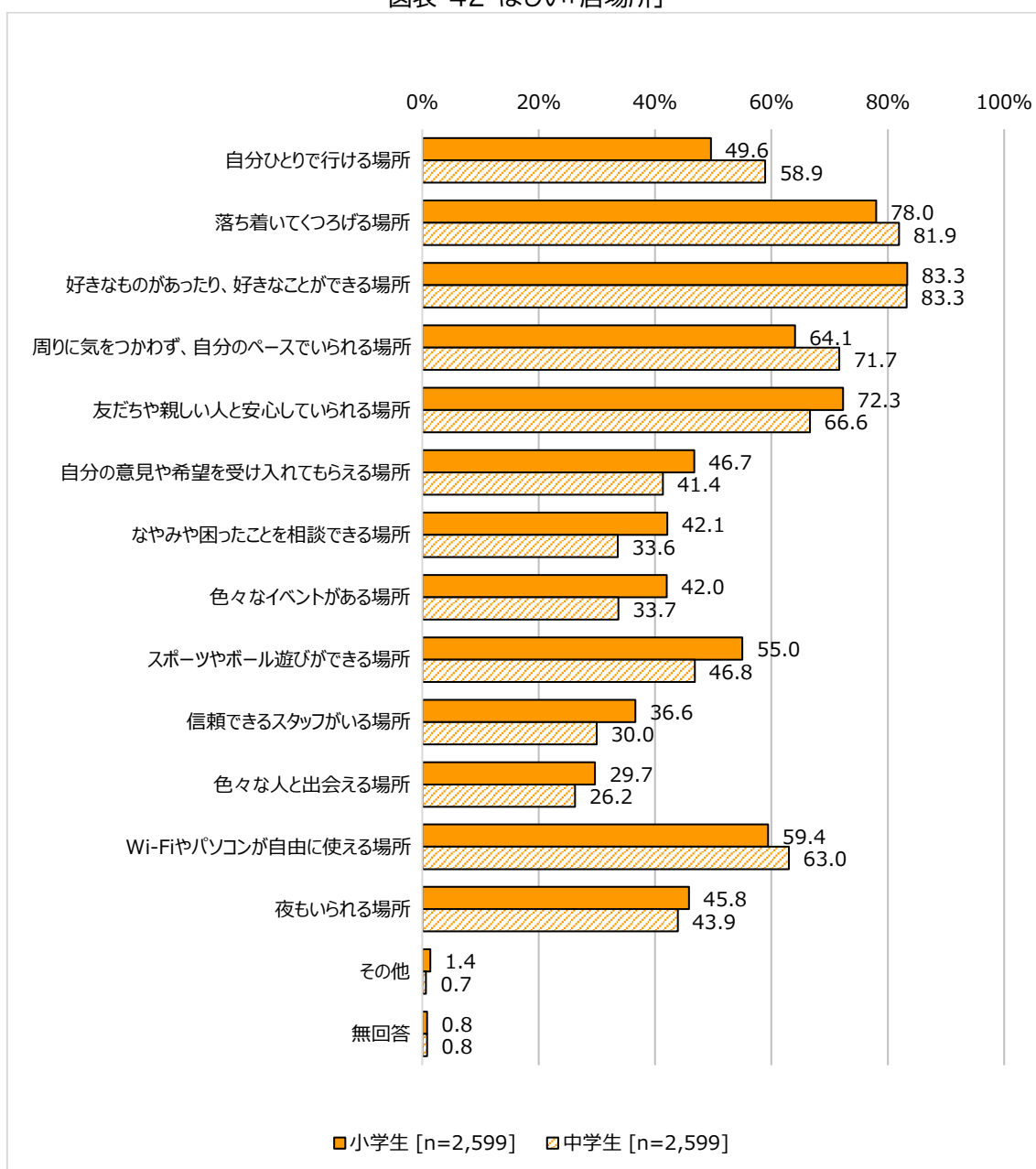
図表 41 相談したり悩みを話せる人が「いない」「相談したくない」理由



③ ほしい「居場所」

ほしい「居場所」は、小学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が 78.0%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が 72.3%、中学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が 81.9%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が 71.7%となっています。

図表 42 ほしい「居場所」



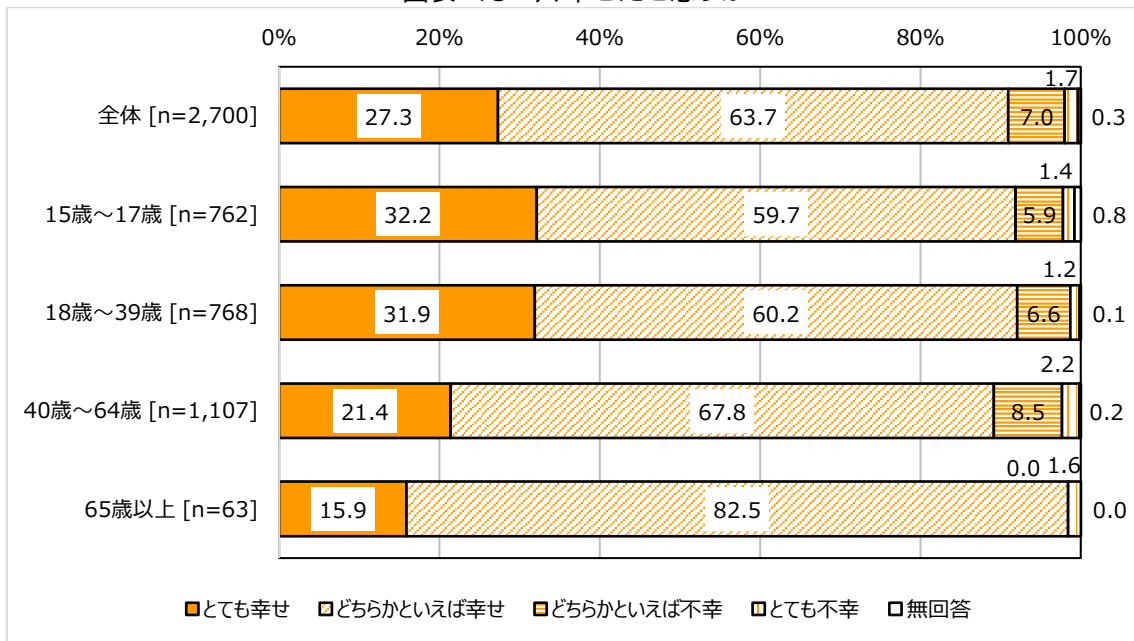
(2) 高校生以上アンケート調査結果

高校生以上アンケート調査結果から、主な特徴は以下の通りです。

① 今、幸せだと思うか

今、幸せだと思うかについて、いずれの年代も「幸せ」(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)が9割程度となっています。一方で、「不幸」(「とても不幸」+「どちらかといえば不幸」)については、40歳～64歳で1割程度、15歳～39歳で7%程度いる状況です。

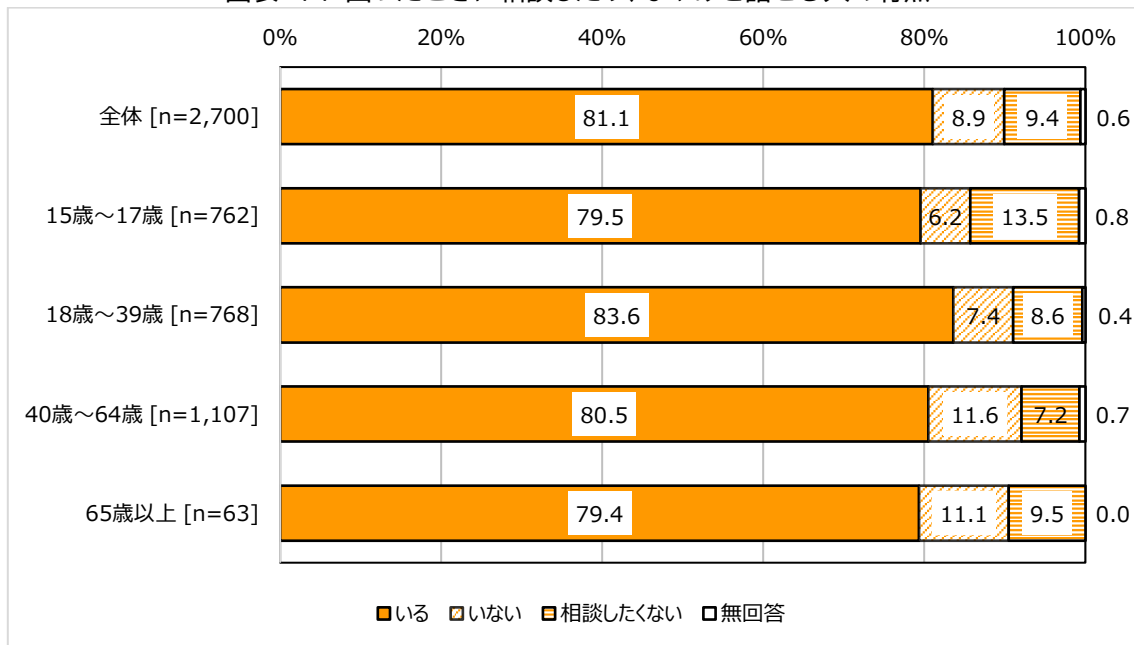
図表 43 今、幸せだと思うか



② 困ったときに相談したり、なやみを話せる人の有無

困ったときに相談したり、なやみを話せる人の有無は、全体では、「いる」が 81.1%、「相談したくない」が 9.4%、「いない」が 8.9%となっています。

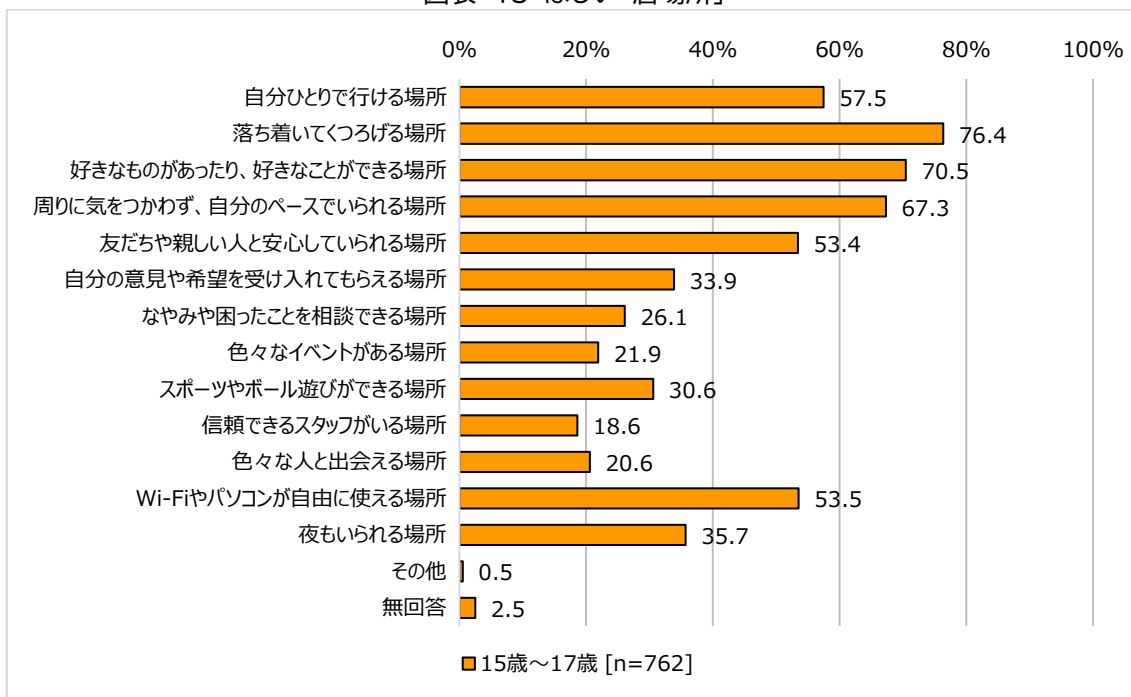
図表 44 困ったときに相談したり、なやみを話せる人の有無



③ ほしい「居場所」

ほしい居場所は「落ち着いてくつろげる場所」が 76.4%、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 70.5%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が 67.3% となっています。

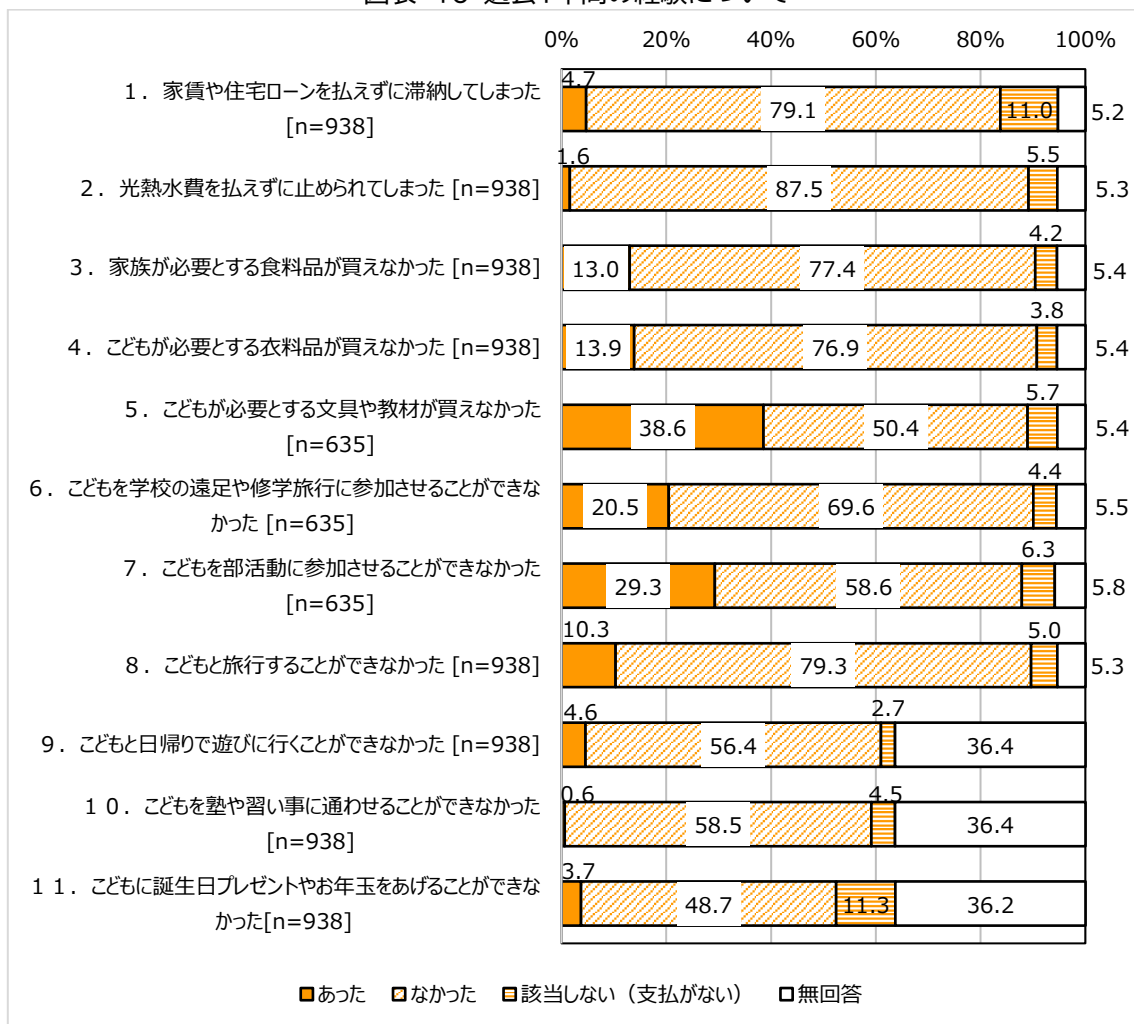
図表 45 ほしい「居場所」



④ 過去1年間の経験について

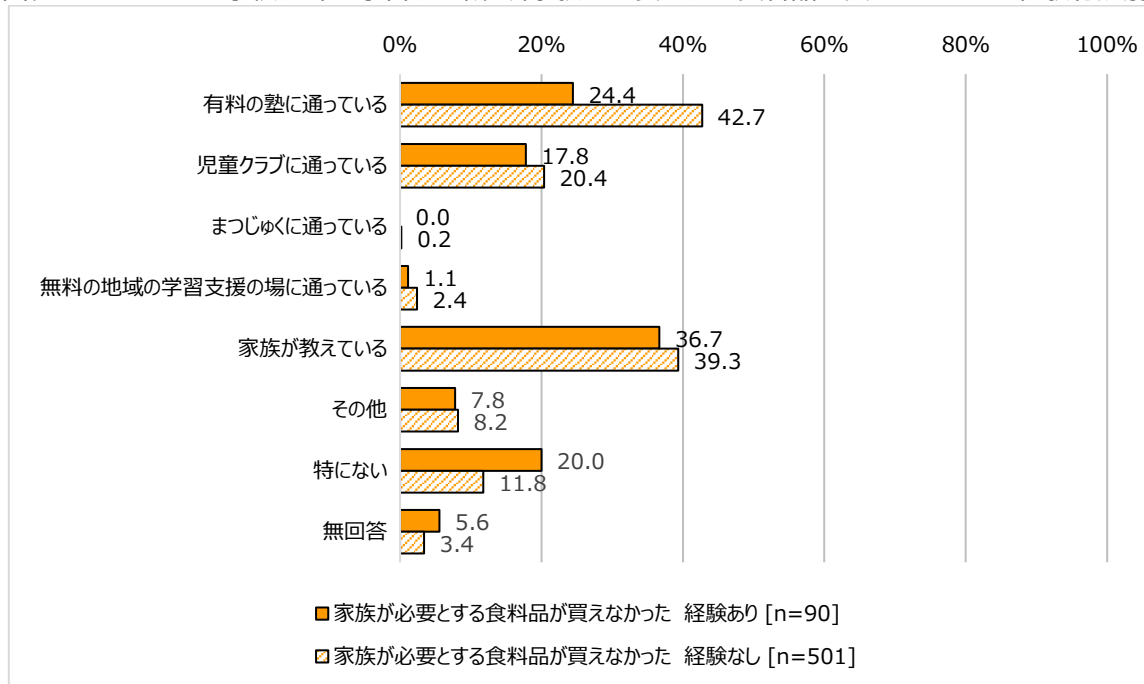
過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が変えなかった経験のある人が1割程度、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度います。

図表 46 過去1年間の経験について



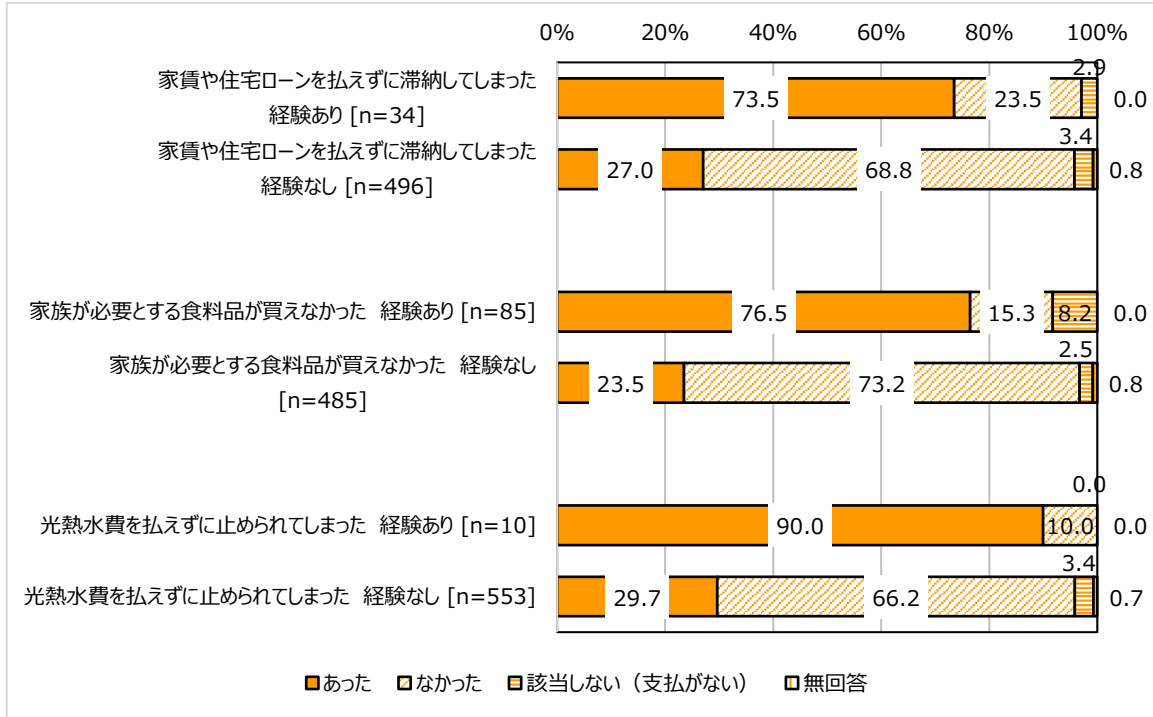
家族が必要とする食料品が買えなかったという経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外の学習機会が「特にない」割合が高くなっています。

図表 47 こどもが学校以外で学習する機会(家族が必要とする食料品が買えなかった 経験有無別)

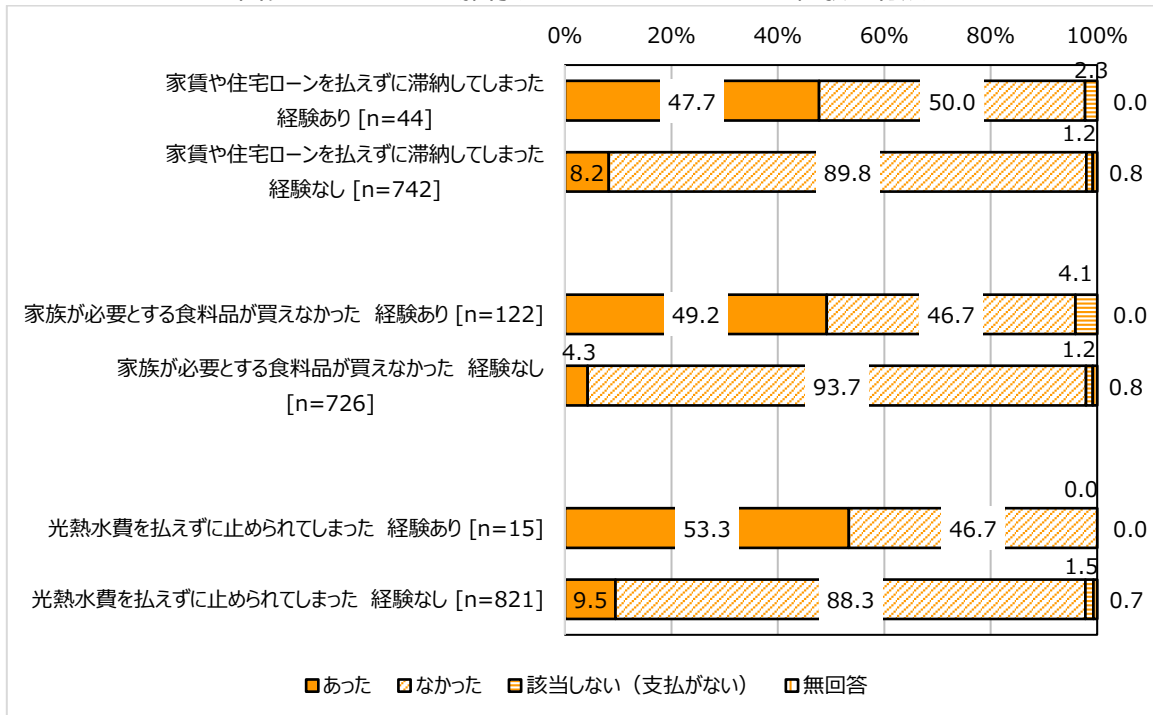


また、そのような経験がある人の方が、子どもを部活動に参加させることができなかった経験や子どもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっています。

図表 48 子どもを部活動に参加させることができなかった経験の有無



図表 49 子どもと旅行することができなかった経験の有無



(3) こども、若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30代)の若者 20 人が5つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討した。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	<ul style="list-style-type: none"> ・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で、早くから就職に向けて動き出す ・自分で、自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算がたりない	<ul style="list-style-type: none"> ・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNS に関すること	依存性、匿名性、などの SNS 利用における危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後もどういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

第1回	<p>【ワーク】 こどもの権利について</p> <p>○子どもの権利条約(1条から 40 条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える</p> <p>(こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い <p>○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことをそれぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう</p> <p>(こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・身の回りのおかしいと思っていたことにみんな共感してくれた。・自分の周りだけではなく不満に思っている人がいるとわかってよかった。・みんなおかしいと思っているなら改善しないと、住みやすくないと思った。・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
第2回	<p>【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～</p> <p>○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる</p> <p>(こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい(例:職場体験)・松山市の公園の中で、ボール遊びができるものを増やしてほしい。・気軽に相談できるところ(人を選べる)・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい・市役所自体を市民にとってもっと身近な場所にする
第3回	<p>【ワーク】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施後加筆予定

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思いました。
- ・自分だけじゃなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。

6. 松山市の地域特性、強み

令和5年度の第7次松山市総合計画策定の中で、学識者、企業、団体等から、本市の子ども、若者、子育て等に関する地域特性や強みについて以下のような意見がありました。

■子育ての環境について

- コンパクトで適度に都会であり、ショッピングをする場所も困らないので住みやすい。
- 生活圏域が狭いので、ひとたび馴染むと心地よい。
- PTAの活力がある。学校任せではなく、先生たちに対して協力的で参加率も高い。
- 地域で子どもを育てようという雰囲気非常に強いのではないか。そのような考えを持った方が多いと感じている。
- 人の垣根のなさ、地域のコミュニティを大事にしていること、子どもの教育に関心を持っている人が多いこと、文学を大事にしているまちであることなど、他にはない魅力はたくさんあると思う。

■居場所づくりについて

- 松山市の売りは児童館で、来館者、メニュー、児童厚生員の質が高いなど、全国でも有数である。あるものをうまく使い、子どもの居場所づくりができればよい。

■教育について

- 小学校の授業でも俳句を作ったりもして、子どものころから慣れ親しんでいるというのは、言葉を大事にすることにつながる。また俳句は、季節感や人間の心に現れたものを大事にしていくものだと思う。言葉によるコミュニケーションを大事にしていく雰囲気、市を挙げてそのような教育が行われていることは、松山市の強みだと思う。

■若者の定着について

- 松山市には、大学があり、常に1万人ぐらいの若者がまちにいる状況であるため、大学がないまちと比べると、卒業後も定着する若者を増やしやすい環境にある。

7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り

(1) 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

第2期計画期間は令和6年度末までであるものの、次期計画策定のタイミング上、令和2年度から令和5年度までの評価(数値)の平均値を第2期計画の全体評価として取り扱います。

■第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 評価結果

【評価基準】

- 5 …計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4 …計画を上回る成果の認められる事業
- 3 …計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む)
- 2 …計画を下回る成果しか認められない事業
- 1 …計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0 …計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価点数
1	教育・保育の提供【市内全体】1号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】2号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号 (0歳)	3	3	4	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号 (1, 2歳)	3	3	3	3	3
2	利用者支援事業	3	3	3	3	3
3	延長保育事業【市内全体】	3	3	3	3	3
4	児童クラブ運営事業 (放課後児童健全育成事業)	4	3	3	3	3
5	子育て短期支援事業	3	3	4	4	4
6	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	3	3	3	3	3
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	4	4	4	4	4
8	地域子育て支援拠点事業	3	3	3	4	3
9	一時預かり事業【市内全体】	3	3	3	3	3
10	病児・病後児保育事業	2	3	3	3	3
11	ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2
12	妊婦一般健康診査事業	3	3	3	3	3

(2) 第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での承認後掲載予定

(3) 子どもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画)

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での承認後掲載予定

8. 本市のこども、若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17 歳、18～39 歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、1割程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「だれに相談したらよいかわからない」「ひみつが守られるか心配」の合計が約2～4割となっています。各種相談窓口の認知度は概ね 5 割を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では 7 割を超えていますが、中学生では 6 割程度と下がっており、すべてのこどもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見をきいてもらえている」と思っている 15 歳～17 歳は9割程度になっています。すべてのこどもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が5割に対し、男性は1割と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見として、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17 歳いずれでも高くなっており、誰もが安心できて、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和 6 年 4 月開設のこども家庭センターの認知度は、妊婦で 5 割程度、15 歳以上(妊婦を除く)では4割となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目ない支援につなげる必要があります。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量ともにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。
- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロ

ナ禍を経ても、増加し令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ態勢の拡充が必要です。

- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4.0%とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が遅れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。また、小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人が1割程度おり、今後も、貧困の解消につながる支援が必要です。
- 本市の不登校児童、生徒数は増加傾向にあり、令和4年度は1,102人と、4年前の平成30年度の546人から2倍以上となっています。不登校となっている生徒、児童に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 特別支援学級の児童生徒数も増加傾向にあり、学校等で、それぞれのニーズに応じた支援のほか、幼児健診を通じて、発達が気になるこどもに対し、支援を提供していくことが必要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップで、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を増やすことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいと

いう声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設けることが必要です。

- 本市の女性就業率は、全ての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19 歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は5割程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では親とこどもだけの家庭が一定数あり、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方針

1. めざす姿

すべての子ども、若者の意見が尊重されて最善の利益を享受し、誰もが健やかに成長、自立してそれぞれの場所で活躍することができるように、また、子ども、若者、子育て家庭を地域、社会全体で支えていくため、以下を本市が本計画でめざす姿とします。

『子どもたち ^{ひとり}一人ひとりが ^{しゅじんこう}主人公 ^{だれ}～誰もが ^{じぶん}自分らしく ^{かがや}輝く まつやま～』

2. 共通の考え方

めざす姿の実現に向けて、本計画の取組を進めるにあたっての考え方は以下の通りです。

1. 子ども、若者の今とこれからの最善の利益を図ります

子ども、若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべての子ども、若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

2. すべての子ども、若者、子育て当事者を支援します

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていけるようにします。また、子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭で子どもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、子どもと向き合うことができるように支援します。

3. 社会全体で子ども、若者、子育て当事者を支えます

未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育、福祉関係機関、企業などが、協力、連携し、まつやまの強みも生かして、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を支えます。

3. 基本方針

(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども、若者を育てる

- こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。
- 男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。

(2) こども、若者の健やかな育ちを支える

- こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。
- 一人一人の健やかな成長を支えるため、教育、保育の環境整備を進めます。
- ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

(3) こども、若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。
- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。
- 障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども、若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。
- いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。

(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

- 若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。
- 多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。
- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。

(5) 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるように支援します。
- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立、安定、向上を図ります。
- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援に繋がります。

第4章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
<p>こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやま</p>	<p>(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	<p>(2) こども・若者の健やかな育ちを支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない支援
	<p>(3) こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校支援、自殺対策
	<p>(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	<p>(5) 安心して子育てできるように子育て当事者を支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 推進施策と取組

(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども、若者を育てる

① こども・若者の意見表明の推進

- こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者を始めとするすべての大人に対して様々な機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有します。

➡ 講演会の開催や人権啓発週間の実施などによる啓発事業の推進

- 様々な環境にあるこども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供するとともに、意見を反映する仕組みを整えます。また、反映した結果をフィードバックすることで、さらなるこども・若者の意見表明、参画につなげます。

➡ 直接対話やアンケート調査などを通じた、意見や提言の反映

➡ 若者と協働した主権者教育

- こども・若者の意見表明を適切にサポートする人材の確保、育成を推進します。

➡ 人材育成のための講習会の開催

➤ 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

② 仕事と子育ての両立支援

- 共働き世帯が増える中、固定的性別役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者が男性、女性ともに、希望通り育児休業制度を使えるよう、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

➡ 地域人材による育児援助

- 働き方改革を進めるとともに、男性の家事、子育てへの参画促進を図り、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備と社会全体の意識醸成を進めます。

➡ 男女共同参画の推進

➤ 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

③ こどもまんなか社会の推進

- 本市のこども施策やこども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や情報発信を行い、子育て当事者への情報提供や、子育てを社会全体で行うという気運を醸成します。
 - ➡子育て情報サイトの運用
 - 社会全体でこどもを育成するために地域の関係者による会議等を運営し、実効的なこども・若者施策の展開を図ります。
 - ➡子ども・子育て会議の運営
 - ➡青少年市民育成会議の支援
 - 犯罪被害、事故等からこどもを守るための環境整備を行い、安全・安心してこどもを育てる社会をつくりまします。
 - ➡通学路の安全対策
 - ➡交通安全教室
 - ➡不審者情報の掲載
- 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

(2) こども・若者の健やかな育ちを支える

① こども・若者の居場所づくり

- 放課後や長期休業中などにこども・若者が安心、安全にリラックスして過ごせる、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。
 - ➡児童館、児童センター等の運営
 - ➡児童クラブの整備
 - ➡スポーツ施設やレクリエーション施設の管理、運営
- 地域住民等との連携により、多様な遊びや学び、体験、人とのつながり通じて、心身ともに健やかに成長したり、生き抜く力を得ることができるといったこども、若者が幸せな状態で成長できる環境を整えます。
 - ➡文化、芸術体験学習、セミナー開催
 - ➡読書活動の推進

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

② 教育、保育の環境整備

- こどもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。また、保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境の改善等に努めます。
 - ➔待機児童対策、保育士の負担軽減
 - ➔小1プロブレム、中1ギャップの解消、幼保小中連携の推進
- こどもが安心して過ごし学ぶことができ、将来の社会の創り手として成長していくことができるよう、質の高い公教育の場を提供します。
 - ➔次代に向けた特色ある学校づくり
 - ➔教育 ICT 環境の整備

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

③ ライフステージに応じた切れ目ない支援

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。
 - ➔こども家庭センターによる伴走型支援
 - ➔小児救急医療体制の確保
- 健診や育児支援サービスの提供、保護者支援、各種相談など、関係機関が連携し、ライフステージを通して必要な支援を切れ目なく提供します。
 - ➔年齢に応じた個別健診、集団健診の実施
- 医療機関等との連携により、小児医療に関する普及啓発、情報提供を行います。
 - ➔救急医療講座

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

(3) こども、若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

① 養育支援

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種、関係機関と連携し、家庭的環境による安定的、継続的な養育を提供するとともに自立支援を進めます。
 - ➡養育支援訪問
 - ➡育児家事援助支援
 - 社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立を地域で支援するための取組を推進します。
 - ➡要保護児童対策協議会の運営
- 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらずすべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。
 - ➡子どもの学習支援
 - ➡生活安定と自立のための経済的負担の軽減
- 虐待の早期発見、対応のため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関の連携を強化し、こどもと保護者への総合的な支援を図ります。また、虐待の予防のため、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを早期に把握し、相談対応、助言や親子関係の形成支援を行います。
 - ➡児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
- こども・若者が性犯罪、性暴力等から守られるよう、こども、若者への加害及び被害防止の取組や相談窓口の周知、被害当事者への支援等の強化を図ります。
 - ➡総合相談窓口による相談対応
- ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもや家族に自覚がなく、顕在化しづらい場合もあることから、周知、啓発や相談窓口の設置により、早期発見につなげるとともに、関係機関

の連携強化を図り、こども本人の意向に寄り添いながら、こども、家庭を必要な支援につなぎます。

➡リーフレット配布、研修会による認知度向上

➡専門相談窓口による相談対応

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

③ 障がい、医療的ケア等支援

- 障がいや、発達に特性のあるこども、若者、医療的ケアの必要なこども・若者について、地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加のため、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。

➡保育所、小中学校での医療的ケアの支援体制の整備

➡就労訓練、生活訓練等の提供や療育

- 障がいのあるこどもとないこどもができる限りともに学ぶことができるよう、特別支援教育における学びの場の環境整備に取り組みます。

➡学校生活支援員、学級支援員の配置

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

④ いじめ、不登校、自殺対策

- 教育現場等でいじめ防止に資する教育、取組を推進するとともに、早期発見、組織的な早期対応のための体制を強化します。また、相談先の確保、周知や関係機関間の連携を強化し、いじめ防止対策及び解消のための取組を推進します。

➡専門相談窓口による相談対応

➡小中学生によるミーティングの実施

- 不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受けられるよう、専門家に相談できる機会の確保やニーズに応じた学習支援を行います。

➡教育、福祉一体の相談支援の実施

➡ICTを活用した学習支援

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、多職種が連携を図り、自殺予防教育や、大学を含む各種学校等での啓発活動、タブレット端末等の活用による自殺リスクの早期発見、SNS等を活用した相談体制の整備、ハイリスクの子どもへの関係機関、専門家の連携による支援体制の強化、遺された子どもへの支援など、子ども、若者の自殺対策を総合的に進めます。

➡ゲートキーパーの養成

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

① 心身の健康向上

- 子どもや若者が発達状況に応じて、運動習慣や食生活、睡眠、性や妊娠などに関する心や身体の健康管理に必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康を管理し、適時必要なサポートを受けられるよう、若い世代への普及啓発や情報提供や相談支援を行います。

➡プレコンセプションケアの推進

- 子どもを持ちたいと望む夫婦等の支援や、子ども家庭センターを中心とした産前、産後から子育て期の切れ目のない伴走型支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。

➡不妊治療、不育症検査の負担軽減

➡妊娠、出産期の面談、家庭訪問、産後ケアの実施

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

② 出会い、結婚支援

- 多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取組や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援など、希望に応じた支援を進めます。

➡出会い、交流など出会いの機会の創出

➡若年世帯への経済的支援

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

③ 就労、ライフプランニング支援

- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、職業能力の養成や就職活動におけるマッチング支援などによるキャリア形成支援や、こどもの頃からのライフプランニング教育を推進します。
 - ➡人材育成、確保のための資格取得に対する経済的負担の軽減
 - ➡学生の起業支援
 - スタートアップ支援や、リ・スキリングによる能力向上支援など、本市における若者の新たな挑戦を応援するための支援を行います。
 - ➡創業、経営に関する個別相談会やセミナー等の開催
- 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

(5) 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

① 子育て世帯への経済的負担軽減

- 子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てができるよう、幼児教育、保育の無償化や就学支援、医療費、その他生活費に関する経済的支援等を行い、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図ります。
 - ➡おむつなど出産、育児にかかる費用の助成
 - ➡こどもにかかる医療費の助成
 - ➡小学校、中学校の就学援助
 - ➡大学等への修学にかかる奨学金の貸付
- 取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

② ひとり親家庭の自立促進

- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から保育、育児での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。

➡こどもの学習支援

➡母子生活支援施設の運営

- 親の資格取得や職業能力開発向上などの就労支援や多様な働き方のできる労働環境の確保に努めます。

➡自立支援のための資格取得費用の給付による経済的負担の軽減

- 養育費が確実に確保されるため、養育費取り決めや面会交流等に係る相談、支援を充実させます。

➡弁護士相談

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

③ 関係機関と連携した相談体制の構築

- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。

➡こども家庭センターと地域機関との連携

➡要保護児童対策地域協議会の連携強化

➤取組事業は、別冊の「3. 施策の展開 事業一覧」に掲載していますのでご覧ください。

3. 基本方針ごとの成果指標

本計画の評価にあたり、以下の成果指標を基本方針ごとに設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本方針	成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
(1)こどもの権利を尊重し、社会全体でこども、若者を育てる	こども、若者の幸福度の向上	※検討中	
(2)こども、若者の健やかな育ちを支える	安心して過ごせる自分の居場所があるこどもの割合の増加		
(3)こども、若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる割合の増加		
(4)若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合の増加		
(5)安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	子育て環境の充実と整備に対する満足度の向上		
	合計特殊出生率の増加		

第5章 各個別計画記載事項

1. 松山市子ども・子育て支援事業計画

(1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量の見込みと確保の内容等

① 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(ア) 教育・保育提供区域の設定

地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

区域名	面積 (km ²)	人口 (人)	未就学 児童数 (人)	認定 こども 園数(園)	認定こども園 定員数(人)		幼稚園数 (園)	幼稚園 定員数 (人)	保育所数 (園)	保育所 定員数 (人)	地域型保 育事業施 設数(園)	地域型保 育事業施 設定員数 (人)	保育所等 待機児童 数(人)	保育所等 入所待ち 児童数 (人)
					幼稚園 機能	保育所 機能								
①中心部	17.91	121,674	4,153	15	1,017	1,207	4	710	10	1,050	9	156	0	72
②北東部	96.94	37,855	1,425	2	85	70	3	336	3	250	1	19	0	13
③東部	42.43	72,986	3,464	8	785	606	2	200	4	390	6	134	0	51
④南部	59.36	76,787	3,428	9	1,238	884	5	1,280	4	680	7	133	0	59
⑤西部	24.10	81,310	3,839	3	198	500	4	1,735	6	530	4	73	0	65
⑥北西部	17.22	26,160	816	3	171	250	2	356	4	340	0	0	0	13
⑦北部	31.62	53,074	2,280	5	66	250	4	375	7	510	5	55	0	25
⑧北条	102.13	25,017	766	4	221	171	1	25	6	380	1	13	0	0
⑨中島	37.35	3,024	38	1	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	429.06	497,887	20,209	50	3,791	3,958	25	5,017	44	4,130	33	583	0	298

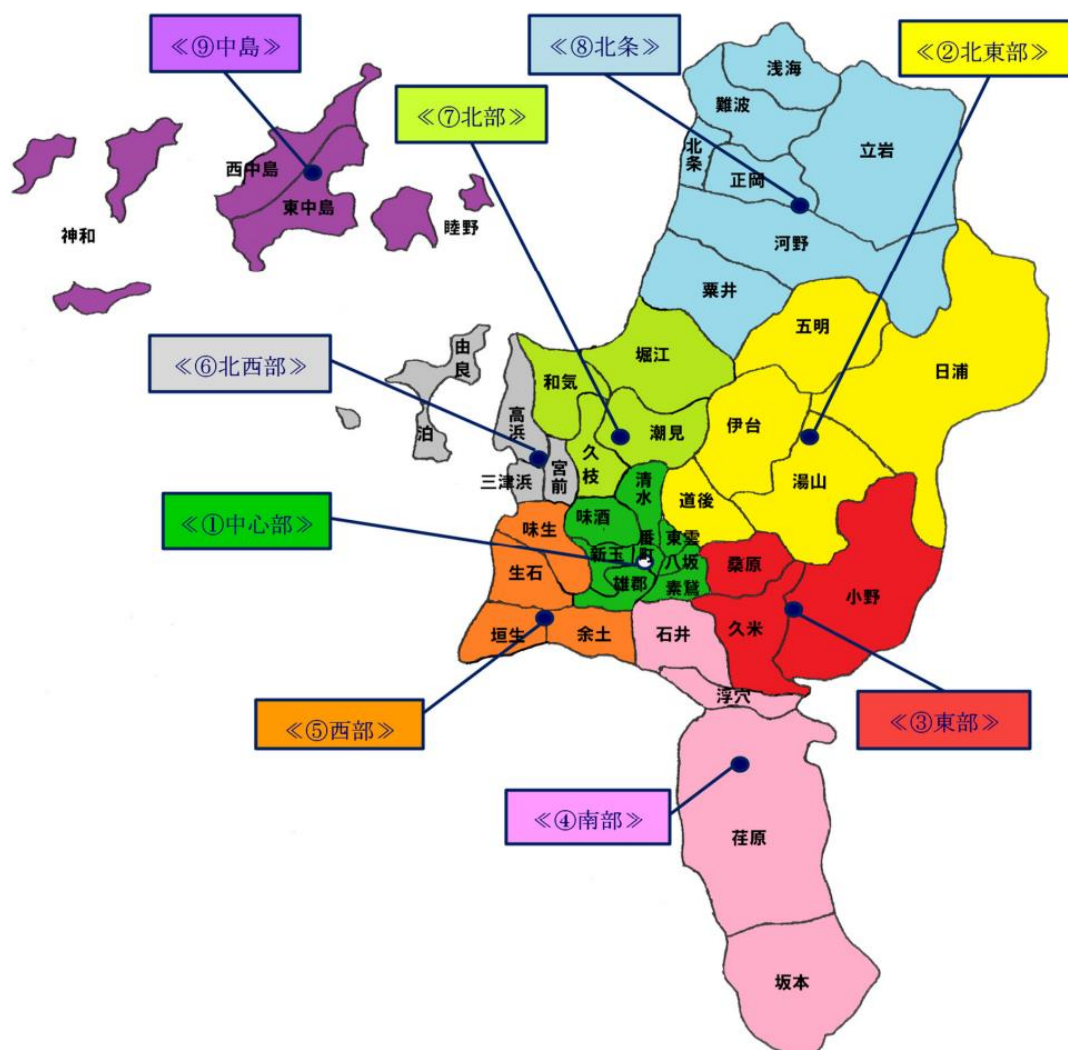
令和6年4月1日現在

地域型保育事業実施施設定員数には、事業所内保育事業の従業員枠を含めない

※本計画の中で、「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもをいいます。

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区
①中心部	番町、八坂、東雲、素鷲、雄郡、新玉、味酒、清水
②北東部	湯山、日浦、五明、伊台、道後
③東部	久米、小野、桑原
④南部	石井、浮穴、荏原、坂本
⑤西部	余土、垣生、生石、味生
⑥北西部	宮前、三津浜、高浜、由良、泊
⑦北部	和気、潮見、堀江、久枝
⑧北条	浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井
⑨中島	睦野、東中島、西中島、神和



(イ) 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

➤ 量の見込みと確保方策及び実施時期は、別冊の「松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載していますのでご覧ください。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

(ア) 提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

■地区別教育・保育提供区域

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	教育・保育提供区域(9区域)
④子育て短期支援事業	市内全域(市内1区域)
⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	市内全域(市内1区域)
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	市内全域(市内1区域)
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内1区域)
⑭子育て世帯訪問支援事業	市内全域(市内1区域)
⑮親子関係形成支援事業	市内全域(市内1区域)
⑯児童育成支援拠点事業	市内全域(市内1区域)

(イ) 量の見込みと確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

➤ 量の見込みと確保方策及び実施時期は、別冊の「松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載していますのでご覧ください。

③ 子ども・子育て支援の推進方策等

(ア) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

2) 幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規設置は、既存施設からの移行等を妨げる数でなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度		1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
幼保連携型	既存数	22 施設	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	21 施設
	新規数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	26 施設	22 施設
幼保連携型以外	既存数	28 施設	28 施設	30 施設	32 施設	34 施設	27 施設
	新規数	0 施設	3 施設	2 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	28 施設	31 施設	32 施設	33 施設	35 施設	28 施設
合計		50 施設	54 施設	56 施設	58 施設	61 施設	50 施設

3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果をもとに、以下のとおり設定します。

・1号:30人 ・2号:348人 ・3号:90人

4) 需給調整の考え方について

教育・保育施設(幼稚園を除く)及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内で

の「量の見込み」と「確保方策」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受入れを含めた「受入れ可能数」を考慮した上で、受入れ可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、受入れ可能数が過多となる場合は、認可を行わないことがあります。ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研修や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

6) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。その上で、「子どもの最善の利益」の実現のため、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

7) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、各種研修会での幼稚園教諭同士の情報交換、連携や、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携を強化します。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」を充実させ、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携を強化します。さらに、「幼保小中連

携推進事業」では、幼稚園等を研究指定校に指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

(イ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する方、地域保育所(認可外保育施設)等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

(ウ) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業による情報提供や相談支援を実施します。また、年度途中で育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

(エ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

1) 児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

3) 障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

(オ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

(カ) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

各子育て支援事業の実施者の連携、協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。

2. 松山市ひとり親家庭等自立促進計画

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

3. 松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

4. 松山市成育医療等に関する計画

松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会で審議

第6章 計画の推進

1. 市民および関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども、子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理、評価

本計画に基づく施策を推進するため、松山市子ども・子育て会議で、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検、評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理、評価するに当たっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

また、本計画に含まれる各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。